

学校統合に伴う通学等に関する基本方針

～本編～



2026年3月

町田市

目次

第1章 学校統合に伴う通学等に関する基本方針の策定概要-----	5
1 方針策定の背景・目的-----	5
(1) 背景.....	5
(2) 目的.....	5
(3) 計画の位置づけ.....	5
第2章 通学等負担軽減策の検討に関する基本的な考え方の整理-----	6
1 通学等負担軽減策の検討に関する基本的な考え方-----	6
(1) 配慮する児童・生徒.....	6
(2) 公共交通機関（路線バス）の利用可否の検討.....	6
(3) 学区外通学制度等の活用.....	6
(4) 各地区の公共交通機関（路線バス）以外の交通手段の検討.....	7
(5) 学童保育クラブに通う児童の送迎.....	7
(6) 自転車通学の取り扱い.....	7
(7) 日本版ライドシェアの取り扱い.....	7
(8) 受益者負担の考え方.....	7
2 各交通手段の特徴及び適用する際の留意点-----	9
第3章 各地区における負担軽減策の対象となる地域-----	11
1 第1期5地区-----	11
(1) 旧本町田東小学校及び旧本町田小学校、町田第三小学校の統合（本町田ひなた小学校）...11	
① 統合概要・スケジュール-----	11
② 通学等負担軽減策対象地域-----	12
(2) 南第二小学校と南成瀬小学校の統合（成瀬小学校）.....13	
① 統合概要・スケジュール-----	13
② 通学等負担軽減策対象地域-----	14
(3) 鶴川第二小学校、鶴川第三小学校及び鶴川第四小学校の統合 （鶴川中央小学校、鶴川東小学校（仮称）（以下、鶴川東小学校））.....15	
① 統合概要・スケジュール-----	15
② 通学等負担軽減策対象地域（鶴川西地区・鶴川中央小学校）-----	18
③ 通学等負担軽減策対象地域（鶴川東地区・鶴川東小学校）-----	19
(4) 南第一小学校の建替え.....20	
① 統合概要・スケジュール-----	20
② 通学等負担軽減策対象地域-----	21
2 第2期11地区-----	22
(1) 南第三小学校と南第四小学校の統合.....22	
① 統合概要・スケジュール-----	22
② 通学等負担軽減策対象地域-----	23
(2) 小山田小学校と小山田南小学校の統合.....24	
① 統合概要・スケジュール-----	24
② 通学等負担軽減策対象地域-----	25
(3) 町田第六小学校と高ヶ坂小学校の統合.....26	

①	統合概要・スケジュール	26
②	通学等負担軽減策対象地域	27
(4)	町田第四小学校の建替え	28
	統合概要・スケジュール	28
(5)	山崎小学校と七国山小学校の統合	29
①	統合概要・スケジュール	29
②	通学等負担軽減策対象地域	30
(6)	成瀬台小学校と成瀬中央小学校の統合	31
①	統合概要・スケジュール	31
②	通学等負担軽減策対象地域	32
(7)	相原小学校と大戸小学校の統合	33
①	統合概要・スケジュール	33
②	通学等負担軽減策対象地域	34
(8)	薬師中学校と金井中学校の統合	35
①	統合概要・スケジュール	35
②	通学等負担軽減策対象地域	36
(9)	町田第三中学校と山崎中学校の統合	37
①	統合概要・スケジュール	37
②	通学等負担軽減策対象地域	38
(10)	鶴川第二中学校と真光寺中学校の統合	39
①	統合概要・スケジュール	39
②	通学等負担軽減策対象地域	40
(11)	堺中学校と武蔵岡中学校の統合	41
①	統合概要・スケジュール	41
②	通学等負担軽減策対象地域	42
3	各地区における負担軽減策検討対象一覧	43
第4章 学校統合に伴う通学等に関する基本方針の今後の進め方		44
1	第1期5地区及び第2期11地区の統合スケジュール	44

第1章 学校統合に伴う通学等に関する基本方針の策定概要

1 方針策定の背景・目的

(1) 背景

「町田市新たな学校づくり推進計画（2021年5月策定）」（以下、「推進計画」とする）では、適正規模・適正配置を契機とした新たな学校づくりを推進するために、2040年度までに実現することを目指す「新たな通学区域」「学校候補地」及び「新校舎使用開始目標年度」を定め、統合に伴う市立小中学校の通学区域を見直しています。2025年4月には、児童・生徒数の予想を上回る減少や学校施設整備費の高騰といった環境変化に対応し、適正規模・適正配置と教育環境の整備を着実に推進していくため、統合内容の変更も含めた推進計画の一部修正を行っています。

通学区域の見直しによって、小中学校の登下校や学童保育クラブの登降所（以下、「通学等」とする）の時間が長くなる（学校までの距離が遠くなる）児童・生徒がいることから、第1期5地区（本町田・鶴川東・鶴川西・南成瀬・南第一）については、2023年3月に策定した地区ごとの「新たな学校づくり基本計画」（以下、「基本計画」とする）において、「通学負担の軽減策」として路線バスの利用可否を検討し、路線バスが利用可能と結論付けました。

しかしながら、第2期11地区の一部の地区においては、路線バスが運行していない又は運行しているが直通便がないため乗り換えが必要となる地域があり、新たな負担軽減策について検討することが求められています。

以上を踏まえ、学校統合に伴う通学等に関する基本方針（以下、「本方針」とする）を策定します。

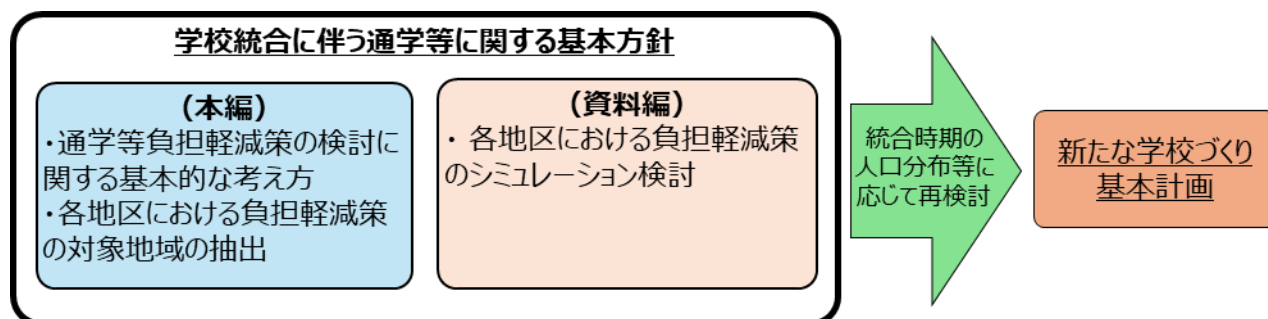
(2) 目的

本方針は、学校統合に伴う児童・生徒の通学等の負担軽減を図るため、実現性の高い軽減策の検討に関する基本的な考え方を示します。

また、2032年度までに基本計画の検討着手を予定している第2期11地区及び既に基本計画を策定している第1期5地区については、本方針で整理した基本的な考え方を基に、2024年10月時点での児童・生徒分布、路線バスの運行状況から負担軽減策のシミュレーションを行い、各地区の軽減策を示します。

なお、第3期8地区については、推進計画において、基本計画の検討着手時期が具体的に決まった段階で検討を行います。

(3) 計画の位置づけ



第2章 通学等負担軽減策の検討に関する基本的な考え方の整理

通学等負担軽減策の検討に関する基本的な考え方の整理にあたっては、交通事業者に対して実施した道路旅客運送業の動向や、事業者へのヒアリング結果、推進計画における適正配置の基本的な考え方などを基に行いました。

1 通学等負担軽減策の検討に関する基本的な考え方

(1) 配慮する児童・生徒

推進計画において、通学時間の許容範囲をおおむね30分程度、通学距離の許容範囲を徒歩でおおむね2km程度としていることから、本方針においても、通学等への配慮の対象とする児童・生徒は、**学校統合によって徒歩での通学距離が2kmを超える児童・生徒**とします。

対象となる児童・生徒の通学等の時間が**おおむね30分程度**となるように配慮します。

(2) 公共交通機関（路線バス）の利用可否の検討

現状ある輸送資源を最大限活用し、公共交通機関（路線バス）を第一の通学等負担軽減策とします。公共交通機関（路線バス）の以下の確認項目を基に状況調査を行い、路線バスの利用可否を判定します。

状況調査・確認項目		確認の視点
1	通学時間	路線バスを利用しておおむね30分程度で通学が可能かどうか
2	路線バスの運行量	利用が想定される路線が、登下校及び登降所の時間帯に極端に運行量の少ない路線でないかどうか
3	路線バスの混雑状況	児童・生徒が通学に利用できる混雑状況かどうか
4	学校近くのバス待ち環境	学校近くのバス停に児童が安全にバスを待てる環境があるかどうか
5	対象通学者数	路線バスを利用する通学者数に対して、路線バスの運行量が見合っているかどうか

(3) 学区外通学制度等の活用

通学手段のみの検討でなく、複数校から通学先を選択できる地域の設定や、通学距離を考慮して指定された学校より近い近隣校への通学を可能とする制度の整備など、通学負担の軽減に繋がる学区外通学制度を検討します。

(4) 各地区の公共交通機関（路線バス）以外の交通手段の検討

公共交通機関（路線バス）の利用可否判定の結果、公共交通機関（路線バス）が利用できない地区について、対象通学者数に応じて路線バス以外の交通手段の検討を行います。

対象通学者数の目安は以下のとおりとし、導入にあたっては、運転士確保の課題など各交通手段を適用する際の留意点を踏まえるとともに、各地区における実情、安全性、利便性、経済性、柔軟性及び実現性を総合的に勘案して検討を行います。

対象通学者数	路線バス以外の交通手段
おおむね30人未満	スクールタクシー
おおむね30人～50人	スクールバス（マイクロバス）
おおむね50人を超える	スクールバス（大型バス）

(5) 学童保育クラブに通う児童の送迎

学童保育クラブについては、土曜日や長期休業日の登降所や最長19時までの開所時間を考慮するほか、自家用車による送迎のための駐車スペースを学校内に確保するなど、より柔軟な対応ができるように学校などの関係者と調整を進めます。また、小学校と同様、路線バスが利用できない地区については、対象人数に応じた公共交通機関（路線バス）以外の交通手段（スクールタクシー、スクールバス）を検討します。

(6) 自転車通学の取り扱い

自転車通学については、天候等による影響を受けやすく、恒常的な通学手段とすることは難しいことから、スクールバス、スクールタクシー通学と併用して、中学生が通学等負担軽減策として選択できる交通手段とします。自転車通学の許可については、「町田市立中学校自転車通学に関する基準」に基づき各学校にて決定します。

(7) 日本版ライドシェアの取り扱い

日本版ライドシェア[※]については、2024年4月から大都市の一部で開始され、町田市内では2024年9月から導入されていますが、運用時間やエリアが限定されていることなどから、現在のところ、通学等負担軽減の交通手段としては検討対象外とします。今後も日本版ライドシェアに関する国等の動向を注視して、可能性について検討を続けます。

(8) 受益者負担の考え方

スクールバス及びスクールタクシー利用における保護者の費用負担については、現行の事例を踏まえ通学費補助金の自己負担額と同程度とします。

以上の基本的な考え方を基に整理した次ページの判定フローに沿って、第2期11地区及び第1期5地区の通学等負担軽減策の検討対象地域の確認を行います。あわせて、2024年10月時点での児童・生徒分布、路線バスの運行状況から各地区における負担軽減策のシミュレーションを行います。

なお、本方針で示した各地区における通学等負担軽減策の実施の判断や具体的な運用方法については、学校統合時の児童・生徒分布や路線バスの運行状況などを考慮して、各地区の基本計画検討会及び基本計画推進協議会の中で議論した上で、町田市教育委員会が決定します。

また、決定した各地区における通学等負担軽減策については、あらかじめ検証項目及び時期を設定した上で、各地区の実情等に応じて見直していきます。

※日本版ライドシェア：道路運送法第78条第3号に基づいて創設された制度で、タクシー会社が実施主体となり、タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供すること。

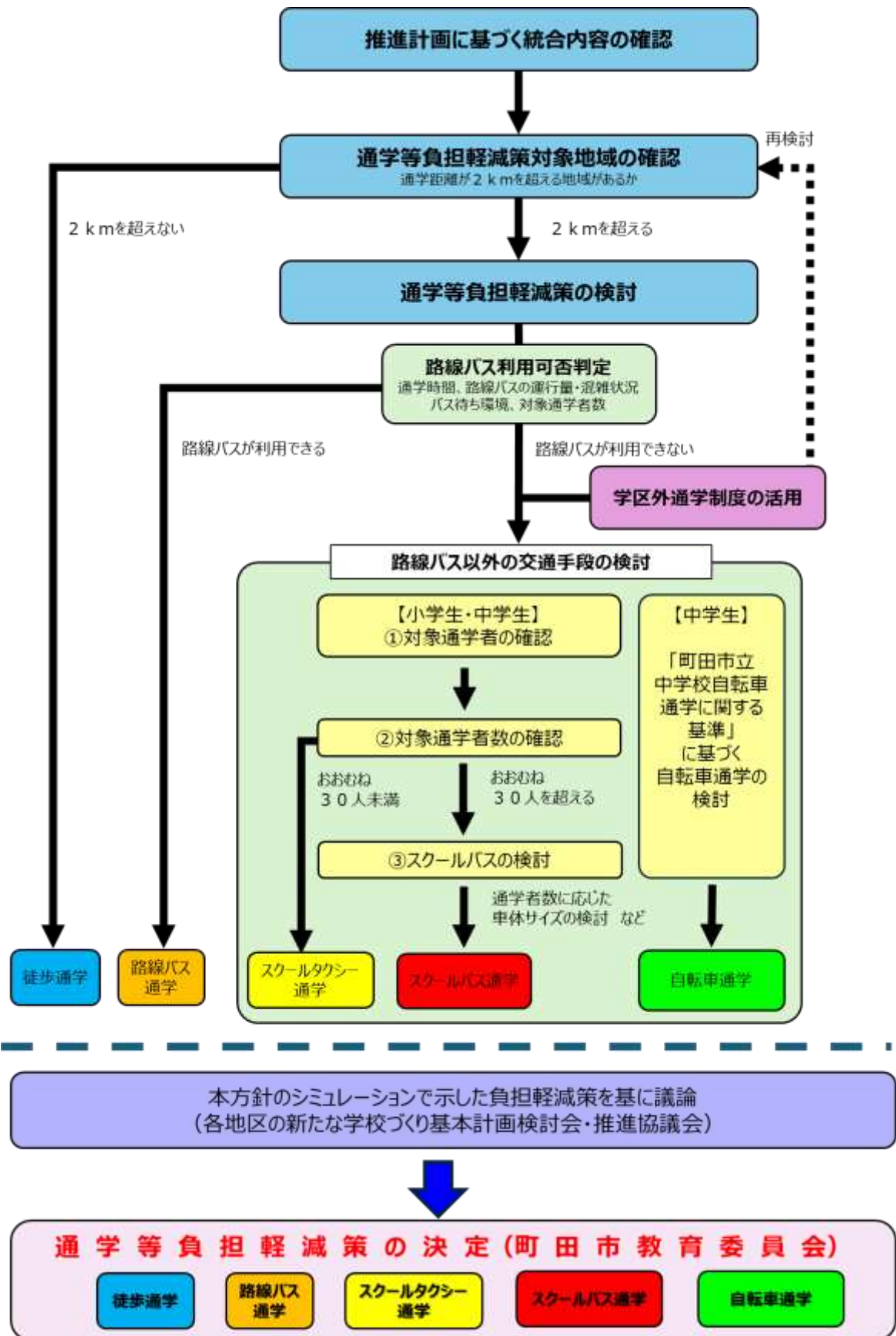


図2-1-1-1 判定フロー図

2 各交通手段の特徴及び適用する際の留意点

交通事業者へのヒアリングなどを基に、各交通手段の特徴及び適用する際の留意点を下記のとおり整理しました。

交通手段	方法	特徴	適用する際の留意点
路線バス	路線バスを利用して通学する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内では1994年度から路線バスの通学費補助金制度を開始しており、現在の通学等負担軽減策として実施している基本的な通学方法。 ・スクールバスなどと比較して少ない予算で継続的な実施が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象通学者数に対して運行本数、ダイヤ、混雑状況などが通学等に適正か確認する必要がある。 ・乗降場所が歩車分離しているかなど安全性を確認する必要がある。 ・バス事業者は、2024年4月から改正が適用された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（厚生労働大臣告示）により運転士の労働時間の基準に対応するため、運転士不足がさらに深刻化しており路線廃止やダイヤの減便が余儀なくされている。そのため、通学等に合わせた増便の実現性は低く、通学等負担軽減策の導入前に改めて路線バスの利用可否の検証が必要になる。
スクールバス（委託）	事業者へ委託してスクールバスを運行し、通学者を送迎する。	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスが利用できず、対象通学者数が多い場合に適した輸送方法。 ・対象通学者数の増減を反映して、車両サイズ・台数を調整することができる。 ・事業者へ委託するため、運行の安全管理体制が確保できる。 ・路線バスと比べて柔軟に出発時間、集合場所を調整することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス通学費補助金やスクールタクシーの運行経費などと比較して高額で、継続的に財源確保が必要となる。 ・緊急かつ不規則な運行の対応や安全な乗車場所など事業者と協議する必要がある。 ・バス業界の運転士不足が深刻化しているため、運転士確保に向けた事業者との協議を計画的に進めていく必要がある。 ・保護者の費用負担について考え方を示す必要がある。
スクールバス（直営）	市で車両購入（又はリース）・運転士採用を行い、スクールバスを運行し、通学者を送迎する。	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスが利用できず、対象通学者数が多い場合に適した輸送方法。 ・直営での運行のため、緊急かつ不規則な運行に対して柔軟に対応ができる。 ・スクールバスの空き時間での活用検討の余地がある。 ・路線バスと比べて柔軟に出発時間、集合場所を調整することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス通学費補助金やスクールタクシーの運行経費などと比較して高額で、継続的に財源確保が必要となる。 ・運行に必要な車両、運転士、運行の安全管理体制などを市で確保する必要がある。 ・バス業界の運転士不足が深刻化しているため、運転士確保に向けた採用を計画的に進めていく必要がある。 ・対象通学者数の変動によって車両サイズを変更することが難しいため、車両購入（又はリース）の際は十分検討する必要がある。 ・保護者の費用負担について考え方を示す必要がある。
スクールタクシー	タクシー事業者へ委託して乗り合いタクシーを運行し、通学者を送迎する。	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスが利用できず、対象通学者数が少ない場合に適した輸送方法。 ・タクシー事業者へ委託するため、運行の安全管理体制が確保できる。 ・路線バス、スクールバスと比べて柔軟に出発時間、集合場所を調整することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス通学費補助金と比較して高額で、継続的に財源を確保する必要となる。 ・緊急かつ不規則な運行に対して、タクシー事業者と協議する必要がある。 ・車両の配車台数にも限界があるため、対象通学者数に見合った運行を検討する必要がある。 ・保護者の費用負担について考え方を示す必要がある。

交通手段	方法	特徴	適用する際の留意点
自転車	通学者が所有する自転車を利用して通学する。	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス、スクールバスなどの発車時間の制限がないため、通学者は自由に通学ができる。 ・自転車の購入及びメンテナンス等の費用は発生するが、路線バス、スクールバスと比べて対象通学者の経済負担が少ない。 ・道路の混雑状況に左右されないため、登校時間を把握しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・天候による影響が大きく、雨の日は利用が困難となるため、雨天時の通学方法を検討する必要がある。 ・学校に対象通学者数に応じた駐輪スペースを確保する必要がある。
日本版ライドシェア	一般ドライバーを管理するタクシー事業者に委託して乗り合いタクシーを運行し、通学者を送迎する。	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスが利用できず、対象通学者数が少ない場合に適した輸送方法。 ・タクシー事業者に委託するため、運行の安全管理体制が確保できる。 ・路線バス、スクールバスと比べて柔軟に出発時間、集合場所を調整することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス通学費補助金と比較して高額で、継続的に財源を確保する必要となる。 ・車両の配車台数にも限界があるため、対象通学者数に見合った運行を検討する必要がある。 ・運行時間帯が、タクシー需要のピーク時間帯（現在は金・土曜日夕～早朝）のみの運行のため、通学手段として導入する場合、ライドシェアに関する法改正の動向に合わせた運用を検討する必要がある。 ・保護者の費用負担について考え方を示す必要がある。
民間・ボランティア等の送迎バス	民間・ボランティアなどの送迎バスを運行している事業者が送迎バスを運行し、通学者を送迎する。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象通学者数や運行ルート、ダイヤなど送迎バスの運行条件に合う場合に効率的な輸送方法。 ・路線バスと比べて柔軟に出発時間、集合場所を調整することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本来の目的の輸送時間帯と通学等の時間帯が重なっているケースが多い。 ・事業者は運転士の高齢化により担い手不足の課題を抱えているため、通学等負担軽減策の導入検討時に運行条件等を確認する必要がある。 ・保護者の費用負担について考え方を示す必要がある。

第3章 各地区における負担軽減策の対象となる地域

配慮する対象地域について、第2章 1 (1) において学校統合によって徒歩での通学等の距離が2 kmを超える児童・生徒としていることから、学校を中心とした半径 1.5 km (おおよそ通学距離が2 km) の円の外側を対象地域の目安とします。

1 第1期5地区

(1) 旧本町田東小学校及び旧本町田小学校、町田第三小学校の統合 (本町田ひなた小学校)

① 統合概要・スケジュール

本町田地区では、2025年度に旧本町田東小学校と旧本町田小学校が統合し、本町田ひなた小学校が開校したことにより、通学先が旧本町田小学校となりました。2028年度には、旧本町田東小学校の校地に建設する新校舎の使用を開始し、町田第三小学校と統合します。

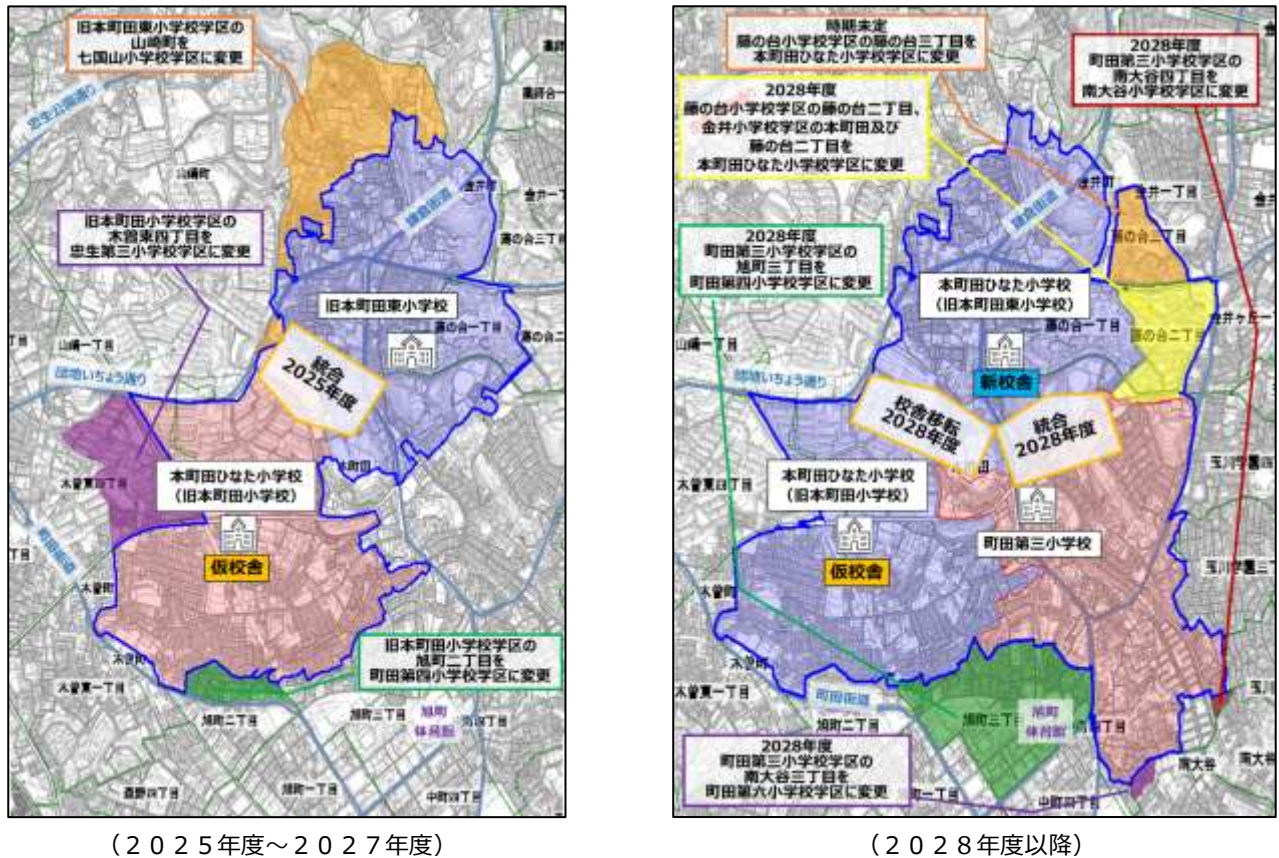


図3-1-1-1 統合概要図

表3-1-1-1 統合・新校舎建設スケジュール

対象	2025	2026	2027	2028
本町田東小学校	校舎解体及び新築工事	統合	統合	統合
本町田小学校				
町田第三小学校		仮校舎		新校舎

※本町田ひなた小学校開校



② 通学等負担軽減策対象地域

(ア) 仮校舎

本町田東小学校と本町田小学校の統合によって、仮校舎（旧・本町田小学校）からの直線距離 1.5 km を超える地域があることを確認し、徒歩での通学距離を検証した結果、**通学距離が 2 km を超える地域がない**ため、通学等負担軽減策の検討は行わず、安全に通学できるように定期的な通学路点検を行います。



図 3 - 1 - 1 - 2 対象地域検討図 (仮校舎)

(イ) 新校舎

本町田ひなた小学校と町田第三小学校の統合によって、新校舎（旧・本町田東小学校）からの直線距離 1.5 km を超える地域があることを確認し、徒歩での通学距離を検証した結果、**通学距離が 2 km を超える地域がある**ことから通学等負担軽減策の検討を行います。

※ 2024年10月時点の児童分布からシミュレーションした通学等負担軽減策については、資料編を参照。

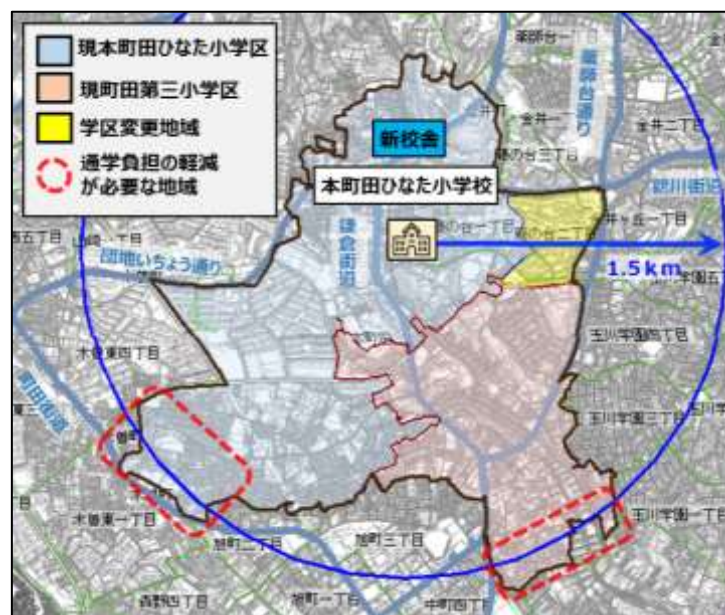


図 3 - 1 - 1 - 3 対象地域検討図 (新校舎)

(2) 南第二小学校と南成瀬小学校の統合（成瀬小学校）

① 統合概要・スケジュール

2025年度に南第二小学校と南成瀬小学校が統合し、成瀬小学校が開校したことで通学先が旧南成瀬小学校となりました。2028年度には、旧南第二小学校の校地に建設する新校舎の使用を開始します。

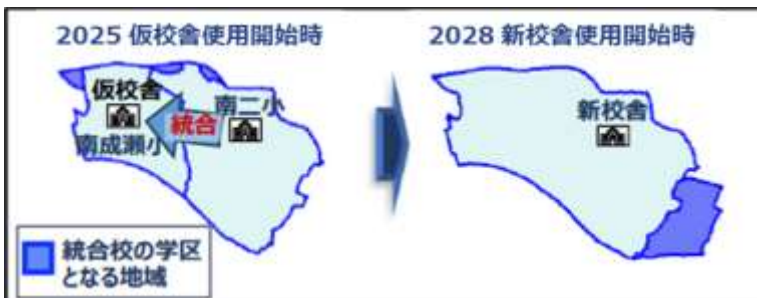


図3-1-2-1 統合概要図

表3-1-2-1 統合・新校舎建設スケジュール

対象	2025	2026	2027	2028
南第二小学校	校舎解体及び新築工事			位置変更 新校舎
南成瀬小学校	統合※	仮校舎		

※成瀬小学校開校



② 通学等負担軽減策対象地域

(ア) 仮校舎

南第二小学校と南成瀬小学校の統合によって、仮校舎（旧・南成瀬小学校）からの直線距離 1.5 km を超える地域がないことを確認し、徒歩での通学距離を検証した結果、**通学距離が 2 km を超える地域がない**ため、通学等負担軽減策の検討は行わず、安全に通学できるように定期的な通学路点検を行います。

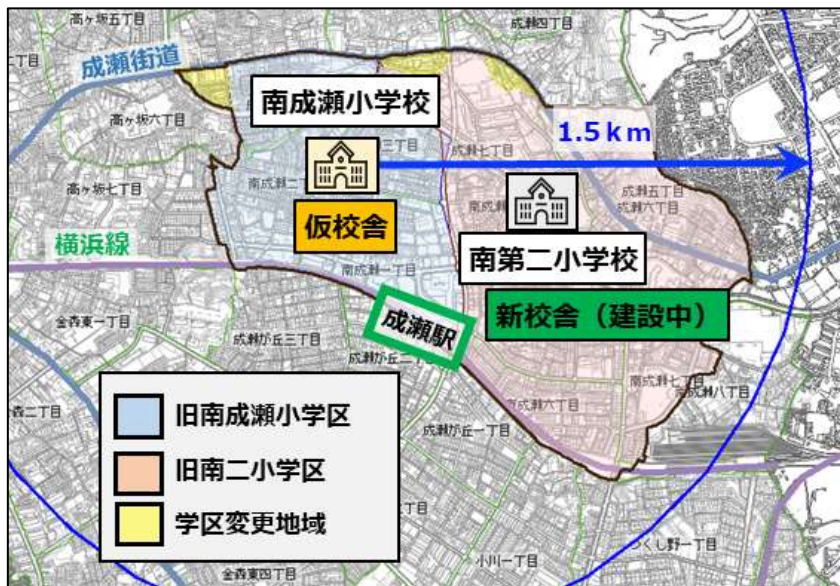


図 3-1-2-2 対象地域検討図 (仮校舎)

(イ) 新校舎

仮校舎（旧・南成瀬小学校）から新校舎（旧・南第二小学校）への移転によって、新校舎（旧・南第二小学校）からの直線距離 1.5 km を超える地域がないことを確認し、徒歩での通学距離を検証した結果、**通学距離が 2 km を超える地域がない**ため、通学等負担軽減策の検討は行わず、安全に通学できるように定期的な通学路点検を行います。

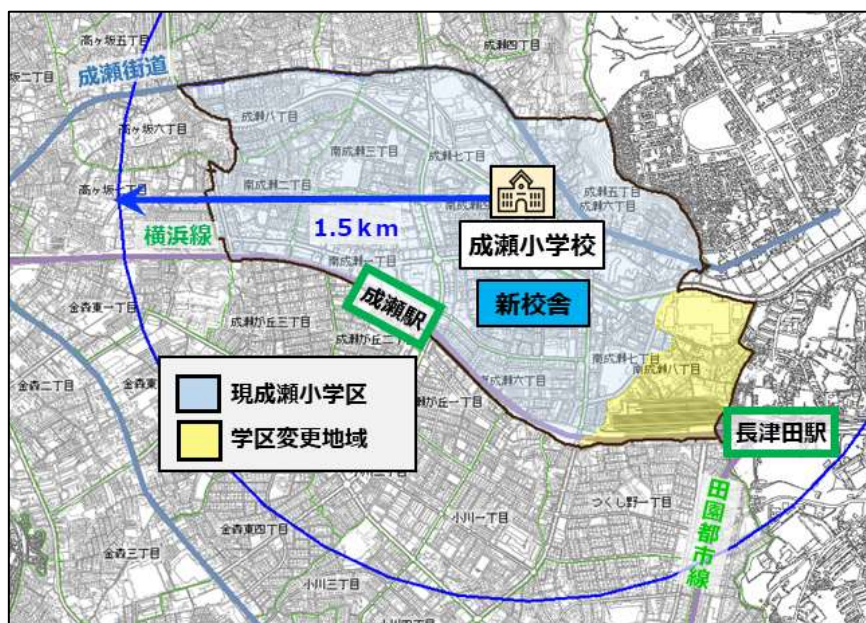


図 3-1-2-3 対象地域検討図 (新校舎)

(3) 鶴川第二小学校、鶴川第三小学校及び鶴川第四小学校の統合
 (鶴川中央小学校、鶴川東小学校(仮称)(以下、鶴川東小学校))

① 統合概要・スケジュール

【鶴川西地区】(鶴川中央小学校)

鶴川西地区では、2026年度に鶴川第三小学校と鶴川第四小学校が統合し、鶴川中央小学校が開校します。通学先は現在の鶴川第三小学校を仮校舎とします。その後、2029年度に現在の鶴川第四小学校の校地に建設する新校舎の使用を開始します。

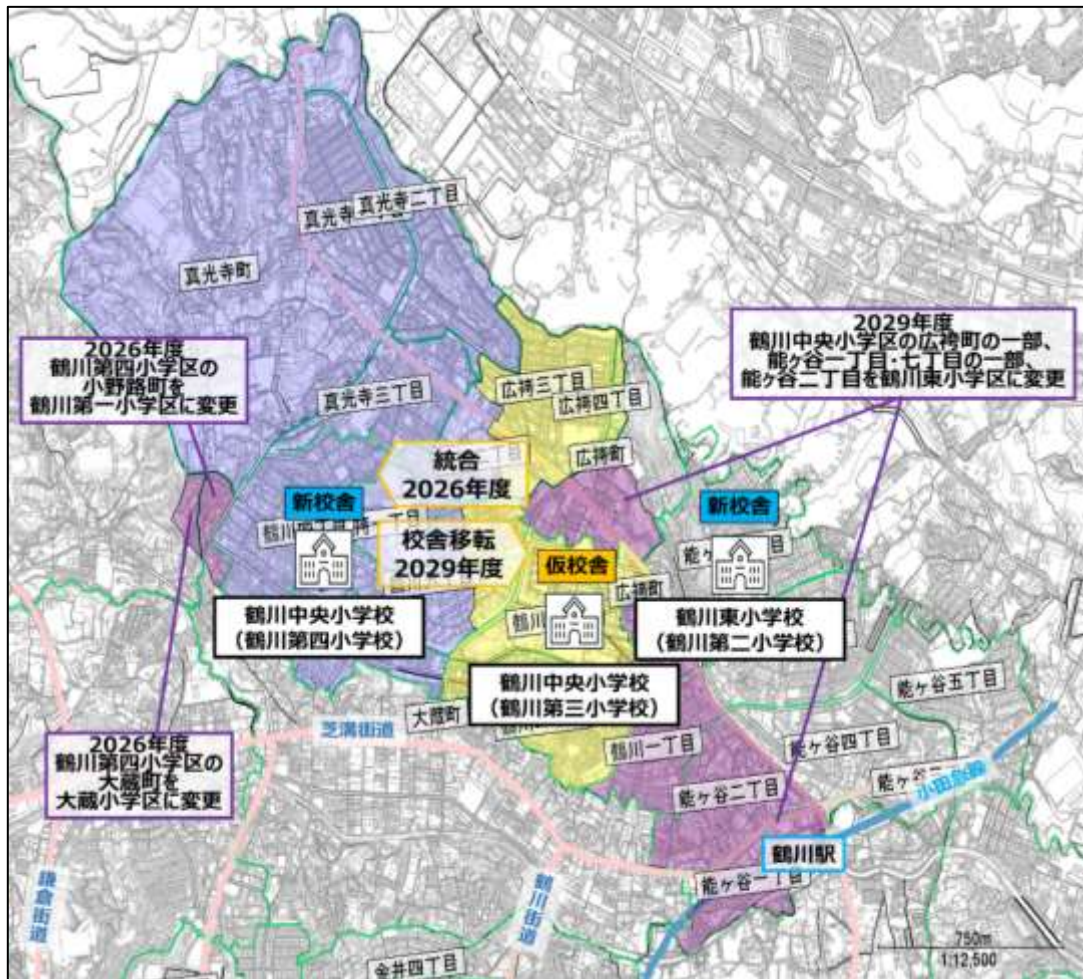


図3-1-3-1 統合概要図 (鶴川西地区)

【鶴川東地区】（鶴川東小学校）

鶴川東地区では、2029年度に鶴川第二小学校と鶴川中央小学校の学区の一部（現在の鶴川第三小学校の学区のうち、鶴川一丁目、能ヶ谷一丁目、能ヶ谷二丁目、能ヶ谷七丁目、広袴町）が統合し、鶴川東小学校が開校します。通学先は現在の鶴川第三小学校を仮校舎とします。その後、2033年度に、現在の鶴川第二小学校の校地に建設する新校舎の使用を開始します。

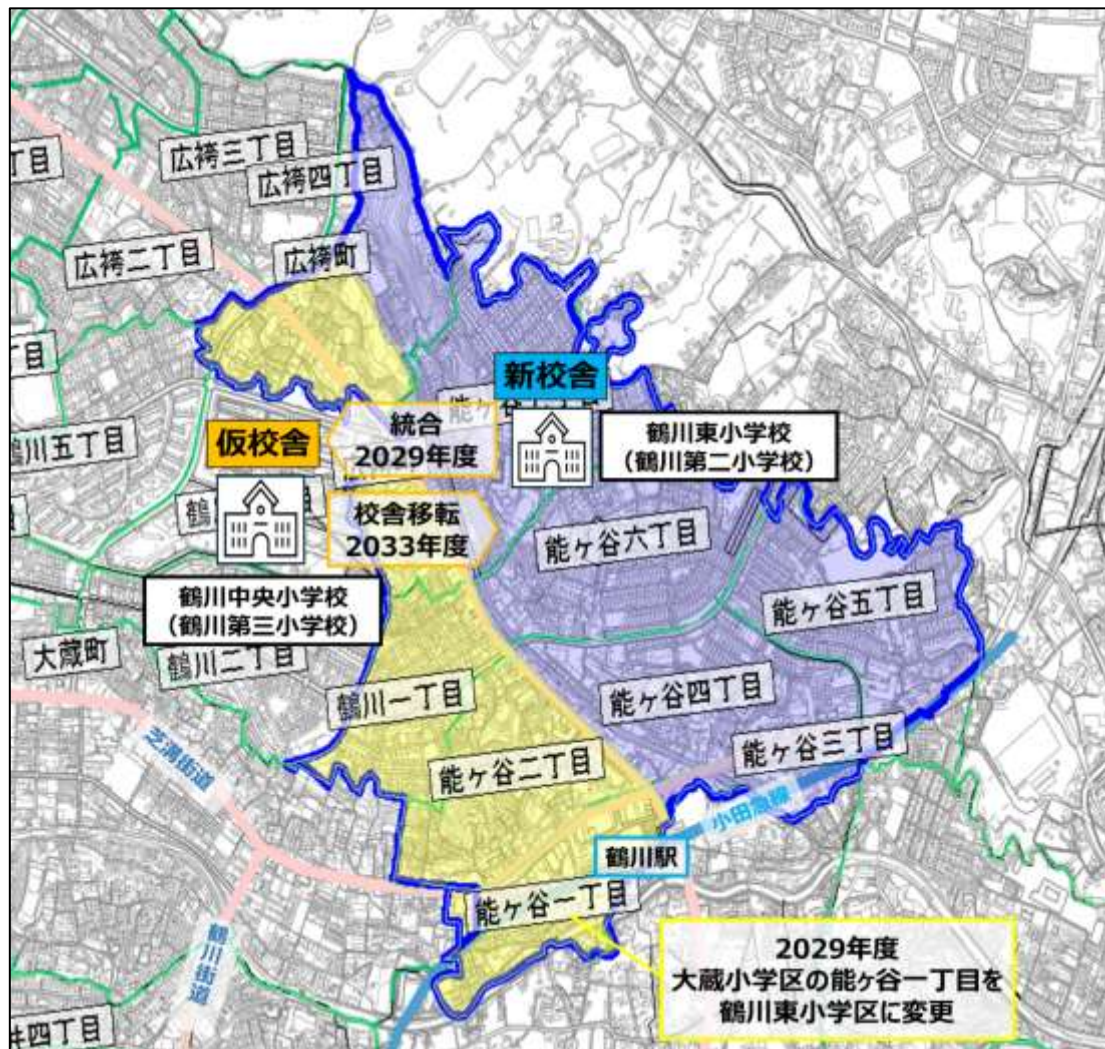
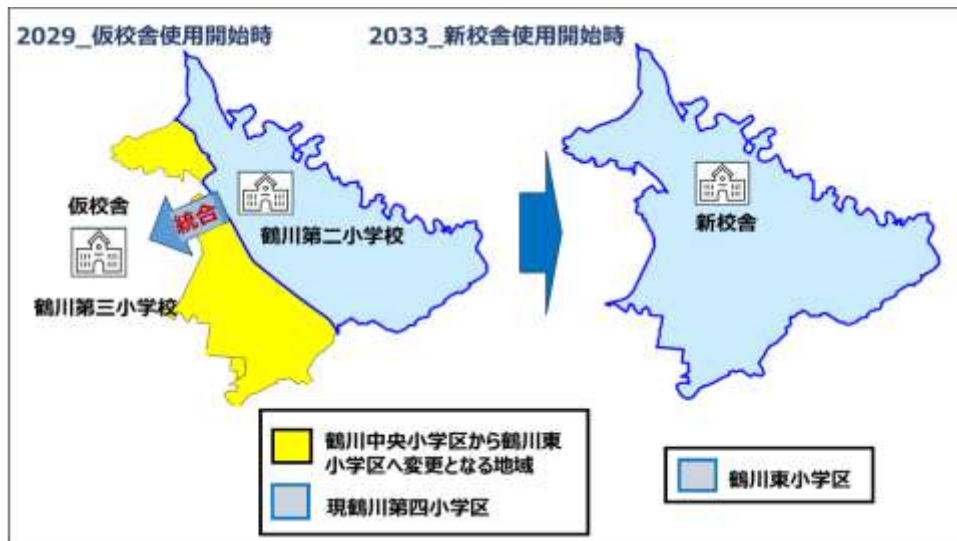
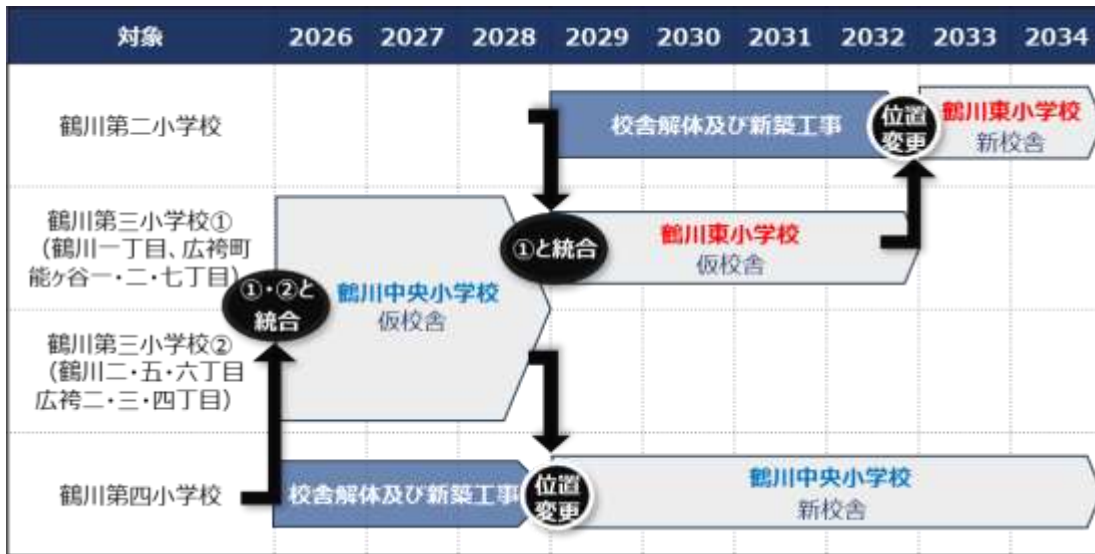


図3-1-3-2 統合概要図（鶴川東地区）

表3-1-3-1 統合・新校舎建設スケジュール



② 通学等負担軽減策対象地域（鶴川西地区・鶴川中央小学校）

(ア) 仮校舎

鶴川第三小学校と鶴川第四小学校の統合によって、仮校舎（現・鶴川第三小学校）からの直線距離 1.5 kmを超える地域があることを確認し、徒歩での通学距離を検証した結果、**通学距離が2 kmを超える地域がある**ことから通学等負担軽減策の検討を行います。

※ 2024年10月時点の児童分布からシミュレーションした通学等負担軽減策については、資料編を参照。

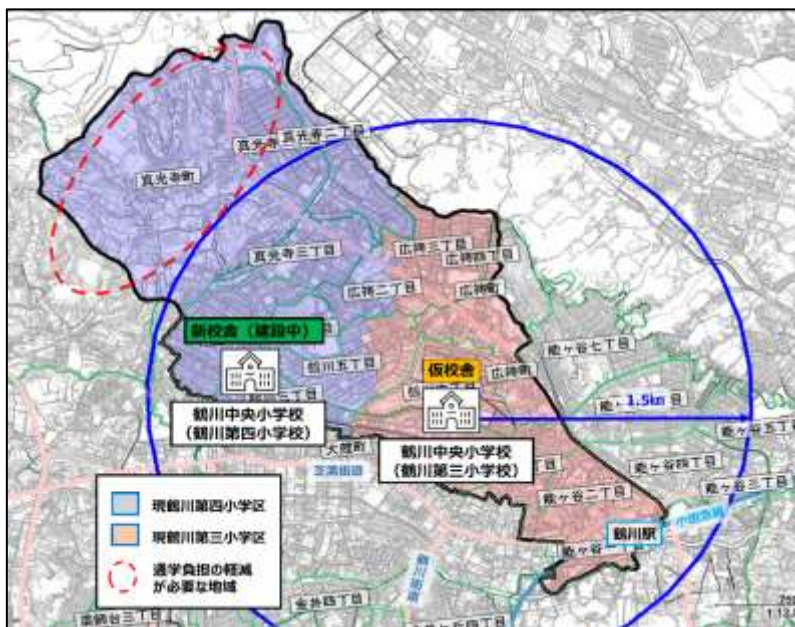


図3-1-3-3 対象地域検討図（仮校舎）

(イ) 新校舎

仮校舎（現・鶴川第三小学校）から新校舎（現・鶴川第四小学校）への移転によって、新校舎（現・鶴川第四小学校）からの直線距離 1.5 kmを超える地域があることを確認し、徒歩での通学距離を検証した結果、**通学距離が2 kmを超える地域がない**ため、通学等負担軽減策の検討は行わず、安全に通学できるように定期的な通学路点検を行います。



図3-1-3-4 対象地域検討図（新校舎）

③ 通学等負担軽減策対象地域（鶴川東地区・鶴川東小学校）

(ア) 仮校舎

鶴川第二小学校と鶴川中央小学校の学区の一部の統合によって、仮校舎（現・鶴川第三小学校）からの直線距離 1.5 km を超える地域があることを確認し、徒歩での通学距離を検証した結果、**通学距離が 2 km を超える地域がある**ことから通学等負担軽減策の検討を行います。

※ 2024年10月時点の児童分布からシミュレーションした通学等負担軽減策については、資料編を参照。



図 3-1-3-5 対象地域検討図（仮校舎）

(イ) 新校舎

仮校舎（現・鶴川第三小学校）から新校舎（現・鶴川第二小学校敷地）への移転によって、新校舎（現・鶴川第二小学校敷地）からの直線距離 1.5 km を超える地域がないことを確認し、徒歩での通学距離を検証した結果、**通学距離が 2 km を超える地域がない**ため、通学等負担軽減策の検討は行わず、安全に通学できるように定期的な通学路点検を行います。

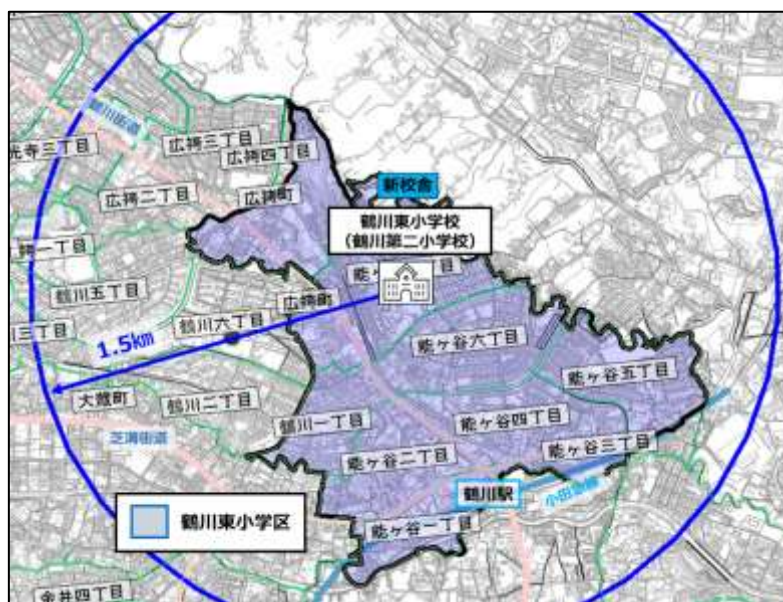


図 3-1-3-6 対象地域検討図（新校舎）

(4) 南第一小学校の建替え

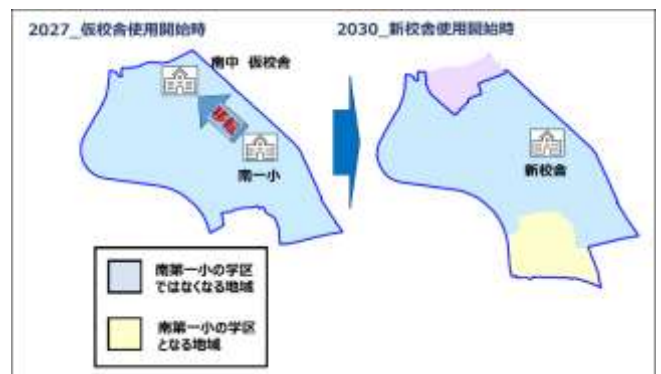
① 統合概要・スケジュール

南第一小学校は、2027年度に工事を開始し、2030年度から新校舎を使用開始します。工事期間中は、南中学校に建設する仮校舎に移転します。新校舎移転時には、現在の鶴間小学校学区の南町田三丁目、南町田四丁目を南第一小学校の学区とします。



図3-1-4-1 統合概要図

表3-1-4-1 統合・新校舎建設スケジュール



② 通学等負担軽減策対象地域

(ア) 仮校舎

南第一小学校の新校舎建設に伴う仮校舎（現・南中学校）への移転によって、仮校舎（現・南中学校）からの直線距離 1.5 km を超える地域があることを確認し、徒歩での通学距離を検証した結果、**通学距離が 2 km を超える地域がない**ため、通学等負担軽減策の検討は行わず、安全に通学できるように定期的な通学路点検を行います。



図 3 - 1 - 4 - 2 対象地域検討図（仮校舎）

(イ) 新校舎

仮校舎（現・南中学校）から新校舎（現・南第一小学校）への移転によって、新校舎（現・南第一小学校）からの直線距離 1.5 km を超える地域がないことを確認し、徒歩での通学距離を検証した結果、**通学距離が 2 km を超える地域がない**ため、通学等負担軽減策の検討は行わず、安全に通学できるように定期的な通学路点検を行います。



図 3 - 1 - 4 - 3 対象地域検討図（新校舎）

2 第2期1地区

(1) 南第三小学校と南第四小学校の統合

① 統合概要・スケジュール

2030年度から2033年度までの4か年で、現在の南第四小学校の校地に新校舎を建設します。その間、南第四小学校の児童は、南中学校の校庭に建設された仮校舎に通学します。2034年度に南第三小学校と南第四小学校を統合し、新校舎の使用を開始します。

2030年度の新校舎建設開始時には、現在の南第一小学校学区の金森三丁目を南第四小学校の学区にします。2034年度の統合時には、現在の南第三小学校学区の原町田一丁目、二丁目を町田第二小学校学区の学区、高ヶ坂七丁目を町田第六小学校・高ヶ坂小学校統合新設小学校学区に変更します。

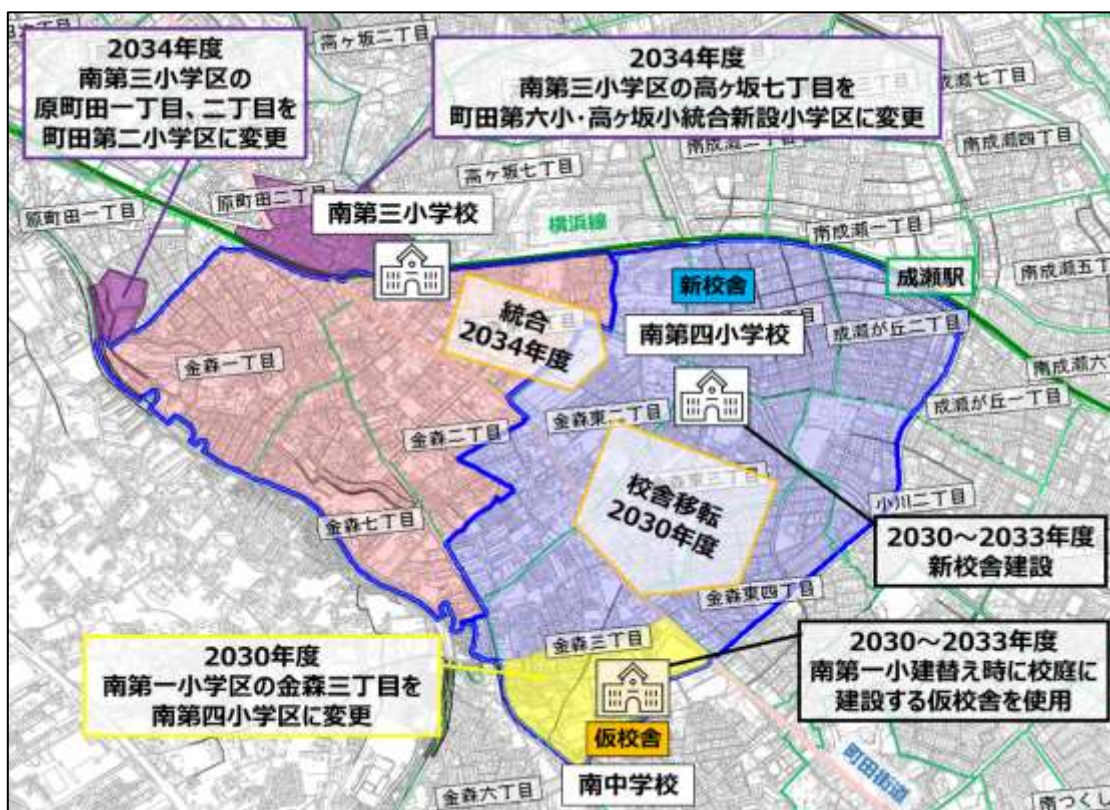
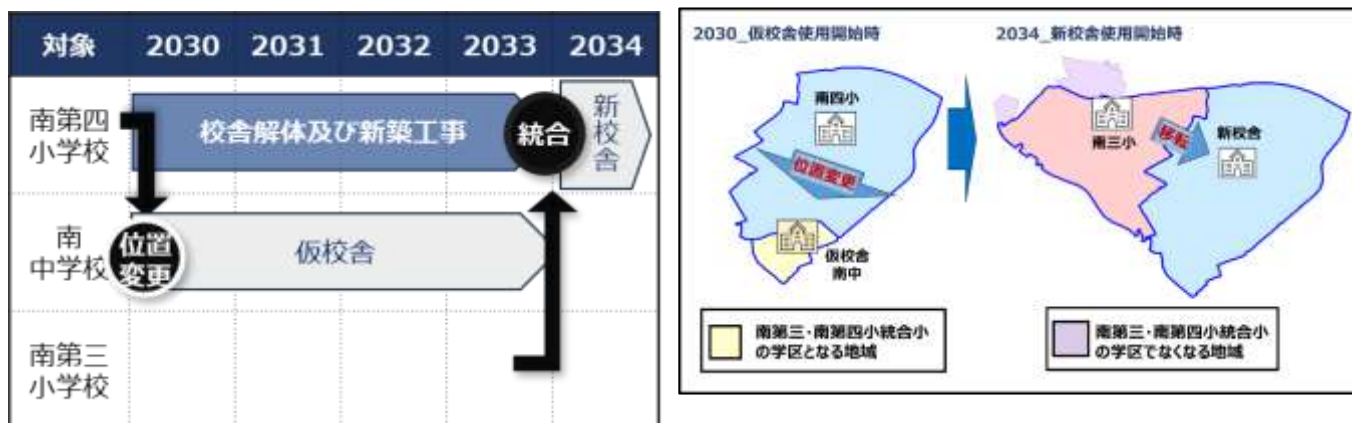


図3-2-1-1 統合概要図

表3-2-1-1 統合・新校舎建設スケジュール



② 通学等負担軽減策対象地域

(ア) 仮校舎

南第四小学校の仮校舎（現・南中学校）への移転によって、仮校舎（現・南中学校）からの直線距離 1.5 km を超える地域がないことを確認し、徒歩での通学距離を検証した結果、**通学距離が 2 km を超える地域がない**ため、通学等負担軽減策の検討は行わず、安全に通学できるように定期的な通学路点検を行います。



図 3-2-1-2 対象地域検討図（仮校舎）

(イ) 新校舎

南第四小学校と南第三小学校の統合によって、新校舎（現・南第四小学校）からの直線距離 1.5 km を超える地域があることを確認し、徒歩での通学距離を検証した結果、**通学距離が 2 km を超える地域がない**ため、通学等負担軽減策の検討は行わず、安全に通学できるように定期的な通学路点検を行います。



図 3-2-1-3 対象地域検討図（新校舎）

(2) 小山田小学校と小山田南小学校の統合

① 統合概要・スケジュール

2030年度から2034年度までの5年間で、現在の小山田南小学校の校地に新校舎を建設します。工事期間中は、小山田南小学校の校庭に建設した仮校舎を使用します。2035年度に小山田小学校と小山田南小学校を統合し新校舎の使用を開始します。

2035年度の統合時には、現在の図師小学校学区の下小山田町（一部）と忠生小学区の下小山田町を統合校の学区とします。

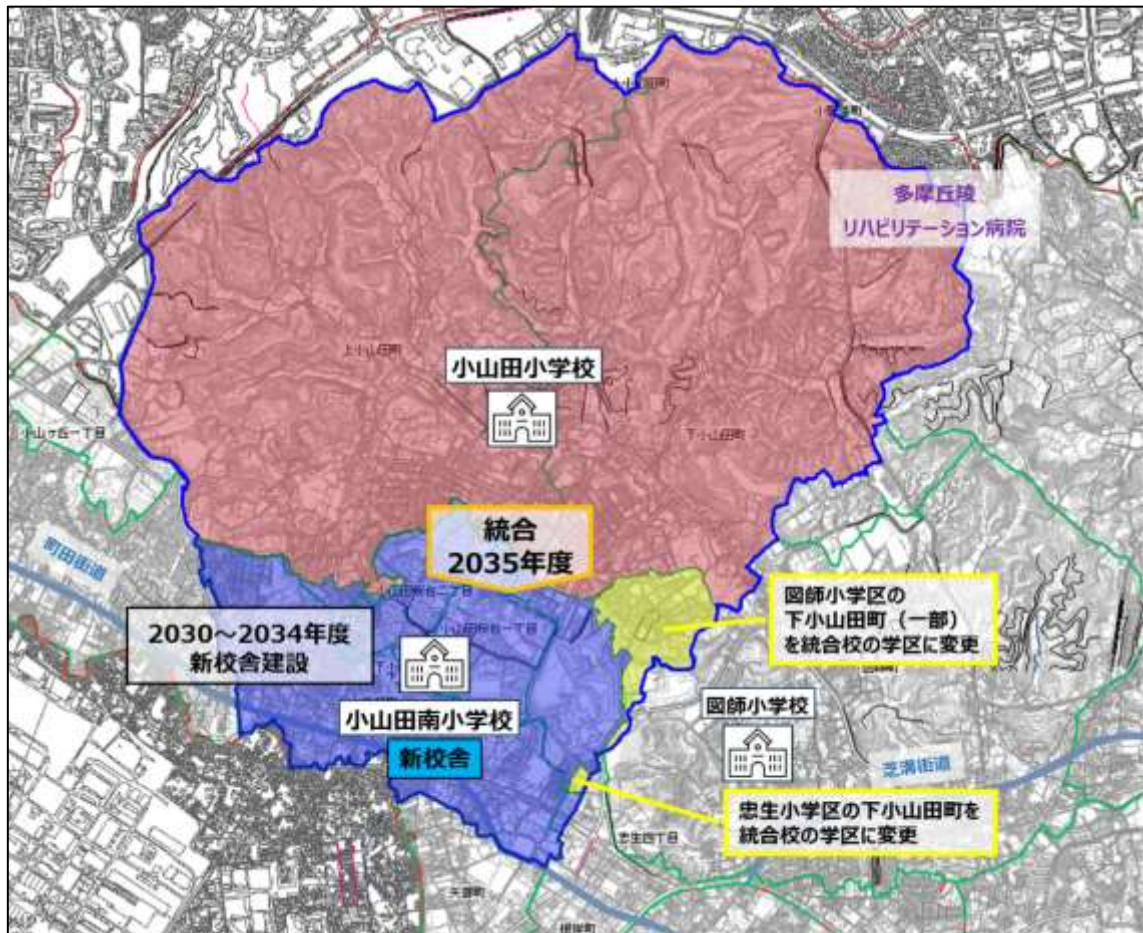


図3-2-2-1 統合概要図及び概略図

表3-2-2-1 統合・新校舎建設スケジュール

対象	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
小山田南小学校	校舎解体及び新築工事					統合 ↑	新校舎
	仮校舎						
小山田小学校							



② 通学等負担軽減策対象地域

(ア) 新校舎

小山田小学校と小山田南小学校の統合によって、新校舎（現・小山田南小学校）からの直線距離 1.5 km を超える地域があることを確認し、徒歩での通学距離を検証した結果、**通学距離が 2 km を超える地域がある**ことから通学等負担軽減策の検討を行います。

※ 2024年10月時点の児童分布からシミュレーションした通学等負担軽減策については、資料編を参照。

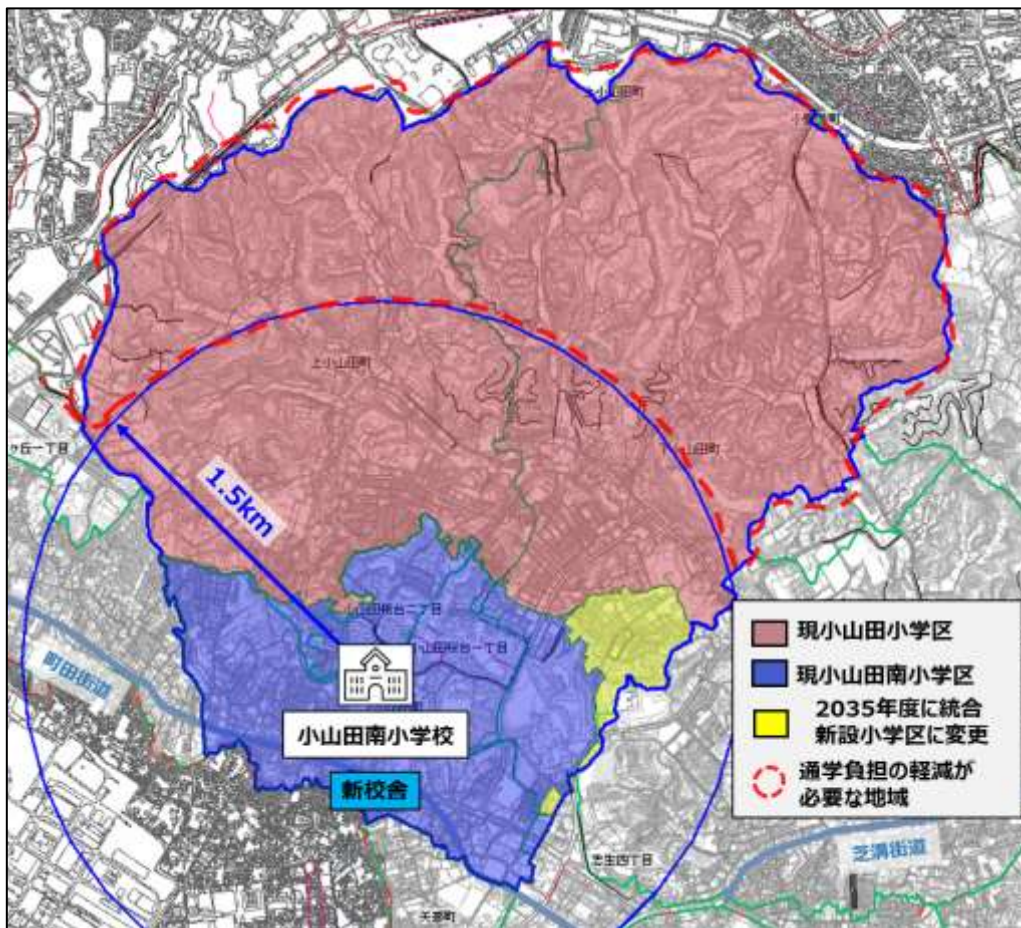


図 3 - 2 - 2 - 2 対象地域検討図（新校舎）

(3) 町田第六小学校と高ヶ坂小学校の統合

① 統合概要・スケジュール

2031年度に町田第六小学校と高ヶ坂小学校を統合し、通学先が現在の高ヶ坂小学校となります。

2031年度から2034年度の4か年で、町田第六小学校の校地に新校舎を建設し、2035年度から新校舎の使用を開始します。また統合に合わせて、以下のとおり学区を変更します。

変更時期	変更地域	変更後の学区
2028年度	町田第三小学校学区の南大谷三丁目	町田第六小学校
2031年度	高ヶ坂小学校学区の高ヶ坂四丁目	南大谷小学校
2034年度	南第三小学校学区の高ヶ坂七丁目	町田第六小・高ヶ坂小 統合新設小学校
2035年度	町田第一小学校学区の南大谷三丁目 町田第二小学校学区の南大谷一丁目、及び高ヶ坂一～三丁目	
	南大谷小学校学区の南大谷一、二、三、七丁目	
	町田第六小・高ヶ坂小統合新設小学校学区の西成瀬一丁目	成瀬台小・成瀬中央小 統合新設小学校



図3-2-3-1 統合概要図

表3-2-3-1 統合・新校舎建設スケジュール



② 通学等負担軽減策対象地域

(ア) 仮校舎

町田第六小学校と高ヶ坂小学校の統合によって、仮校舎（現・高ヶ坂小学校）からの直線距離 1.5 km を超える地域があることを確認し、徒歩での通学距離を検証した結果、**通学距離が 2 km を超える地域がある**ことから通学等負担軽減策の検討を行います。

※ 2024年10月時点の児童分布からシミュレーションした通学等負担軽減策については、資料編を参照。



図3-2-3-2 対象地域検討図(仮校舎)

(イ) 新校舎

仮校舎（現・高ヶ坂小学校）から新校舎（現・町田第六小学校）への移転によって、新校舎（現・町田第六小学校）からの直線距離 1.5 km を超える地域がないことを確認し、徒歩での通学距離を検証した結果、**通学距離が 2 km を超える地域がない**ため、通学等負担軽減策の検討は行わず、安全に通学できるように定期的な通学路点検を行います。



図3-2-3-3 対象地域検討図(新校舎)

(4) 町田第四小学校の建替え

統合概要・スケジュール

町田第四小学校については、2032年度から2035年度の期間に建替工事を行い、2036年度から新校舎の使用を開始します。工事期間中は校庭に建設する仮校舎を使用します。町田第四小学校学区については、学区再編のみで学校統合は行わないため、通学等負担軽減策の検討は行わず、安全に通学できるように定期的な通学路点検を行います。

表3-2-4-1 統合・新校舎建設スケジュール

対象	2032	2033	2034	2035	2036
町田第四 小学校	校舎解体及び新築工事				新校舎
	仮校舎				

(5) 山崎小学校と七国山小学校の統合

① 統合概要・スケジュール

2033年度から2034年度の2か年で、現在の山崎中学校校舎のリニューアル工事をを行います。
2035年度に山崎小学校と七国山小学校を統合し、改修後の校舎の使用を開始します。

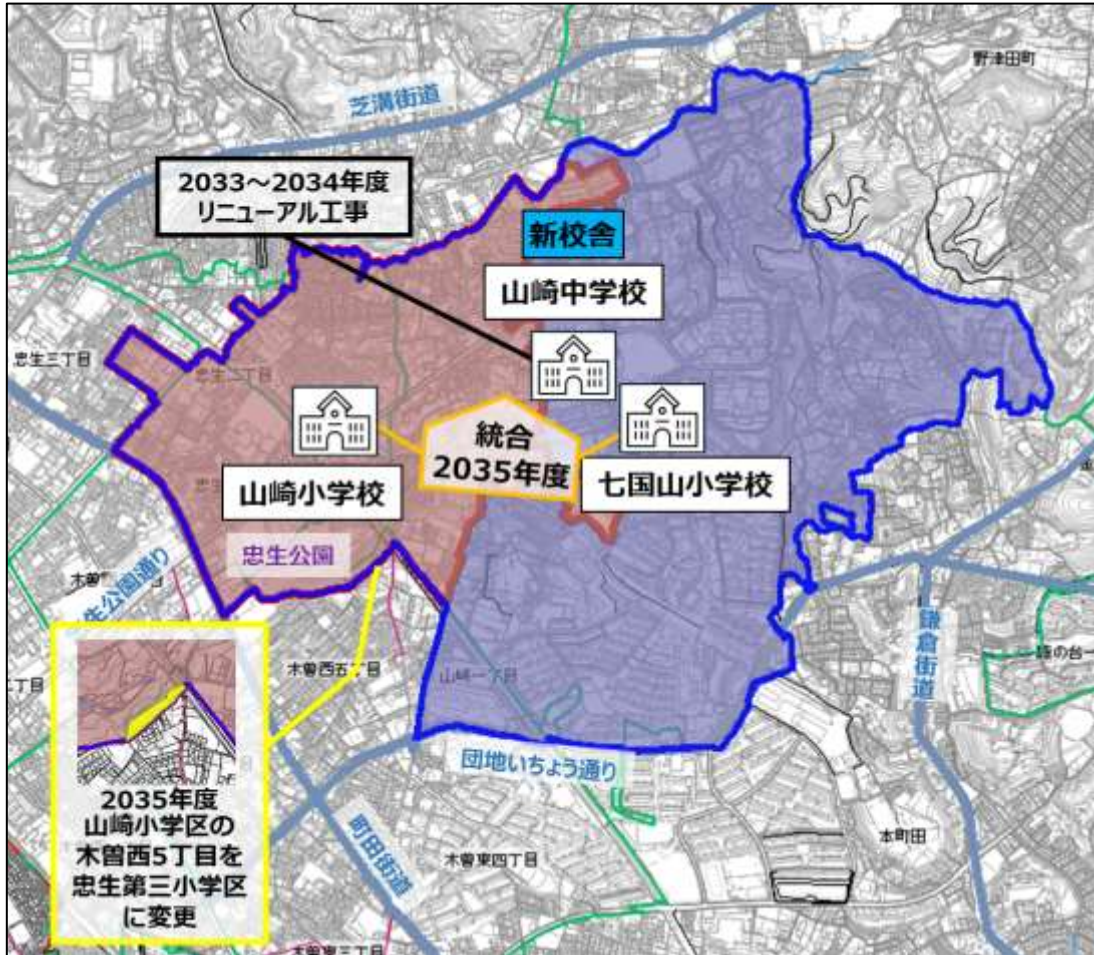


図3-2-5-1 統合概要図

表3-2-5-1 統合・新校舎建設スケジュール

対象	2033	2034	2035
山崎小学校			
山崎中学校		リニューアル工事	
七国山小学校			



② 通学等負担軽減策対象地域

(ア) 新校舎

山崎小学校と七国山小学校の統合によって、新校舎（現・山崎中学校）からの直線距離 1.5 kmを超える地域がないことを確認し、徒歩での通学距離を検証した結果、通学距離が 2 kmを超える地域がないため、通学等負担軽減策の検討は行わず、安全に通学できるように定期的な通学路点検を行います。

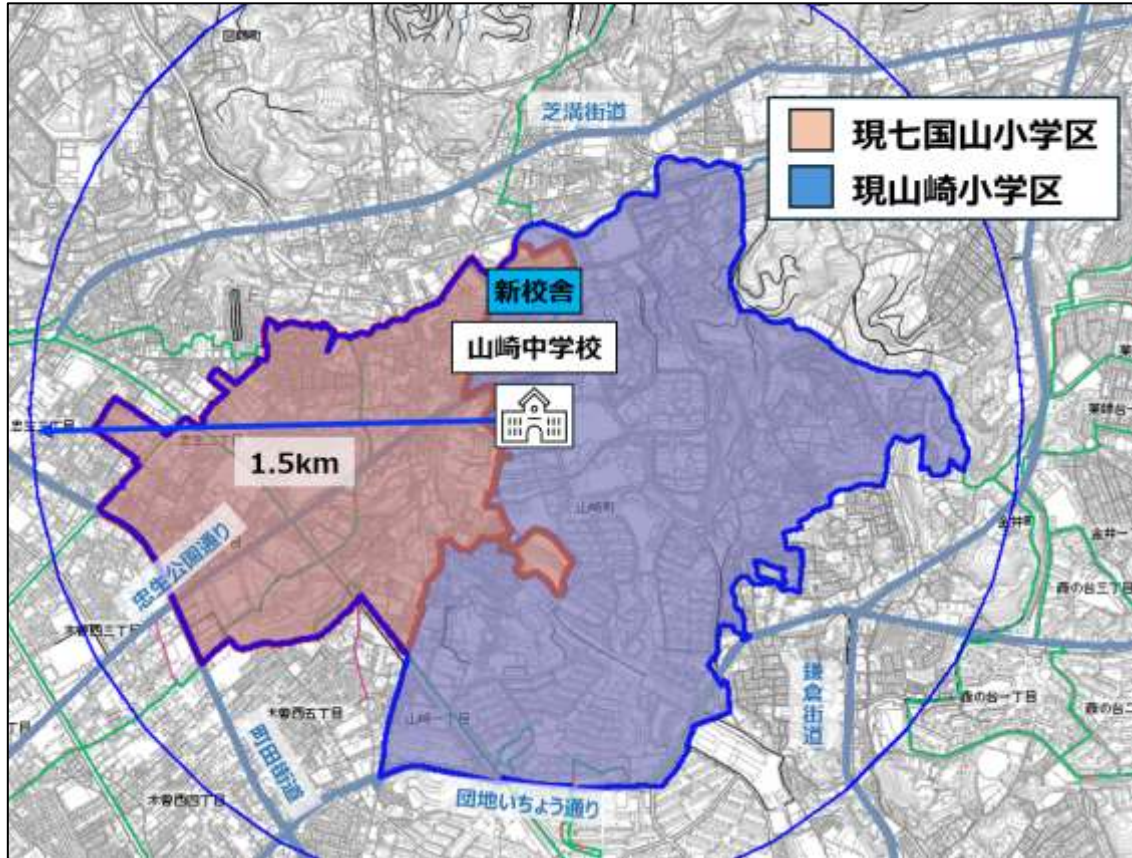


図 3 - 2 - 5 - 2 対象地域検討図（新校舎）

(6) 成瀬台小学校と成瀬中央小学校の統合

① 統合概要・スケジュール

2035年度に成瀬台小学校と成瀬中央小学校を統合し、通学先が現在の成瀬中央小学校となります。
 2035年度から2038年度までの4か年で、現在の成瀬台小学校と成瀬台中学校の校地に統合校を小中一体型校舎として整備し、2039年度から新校舎の使用を開始します。2039年度の新校舎移転時には、現在の南大谷小学校学区の西成瀬一～三丁目を統合校の学区とします。

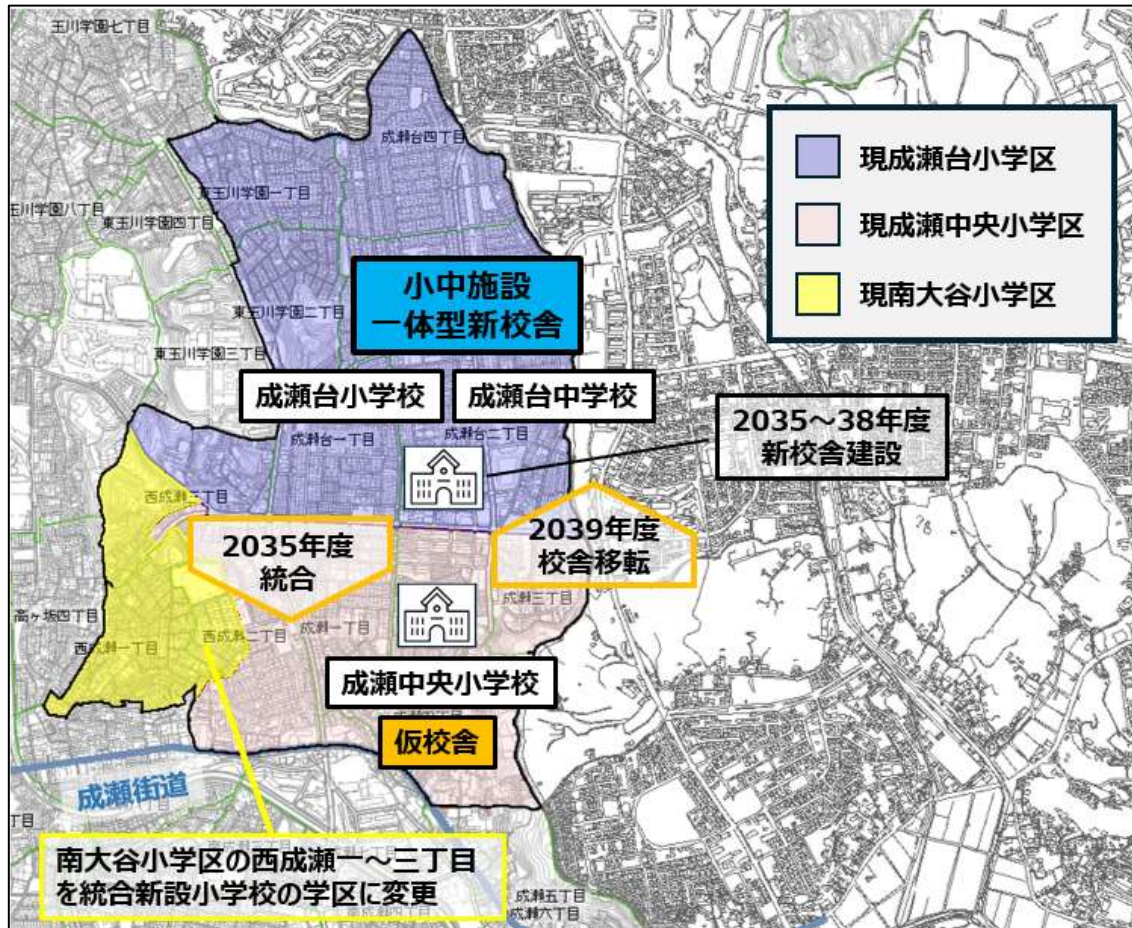


図3-2-6-1 統合概要図

表3-2-6-1 統合・新校舎建設スケジュール



② 通学等負担軽減策対象地域

(ア) 仮校舎

成瀬台小学校と成瀬中央小学校の統合によって、仮校舎（現・成瀬中央小学校）からの直線距離 1.5 km を超える地域があることを確認し、徒歩での通学距離を検証した結果、通学距離が 2 km を超える地域がないため、通学等負担軽減策の検討は行わず、安全に通学できるように定期的な通学路点検を行います。

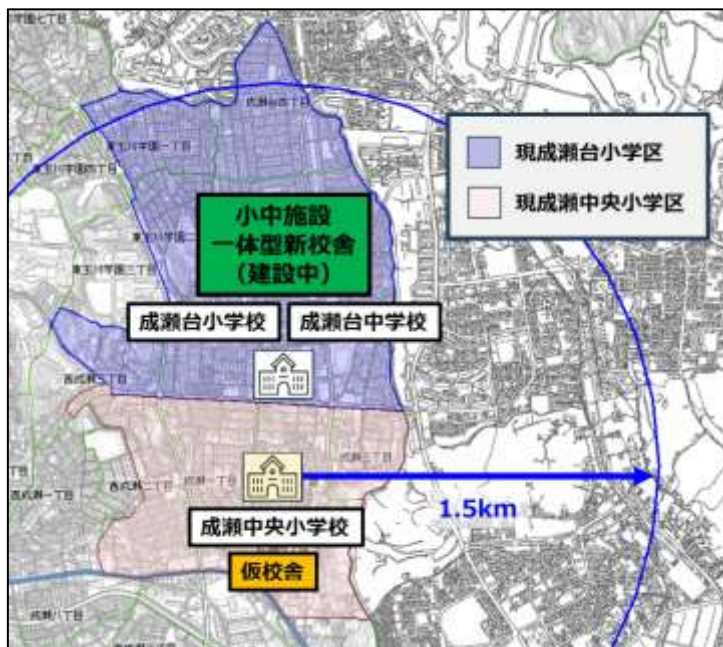


図 3-2-6-2 対象地域検討図 (仮校舎)

(イ) 新校舎

仮校舎（現・成瀬中央小学校）から新校舎（現・成瀬台小学校、現・成瀬台中学校）への移転によって、新校舎（現・成瀬台小学校、現・成瀬台中学校）からの直線距離 1.5 km を超える地域がないことを確認し、徒歩での通学距離を検証した結果、通学距離が 2 km を超える地域がないため、通学等負担軽減策の検討は行わず、安全に通学できるように定期的な通学路点検を行います。

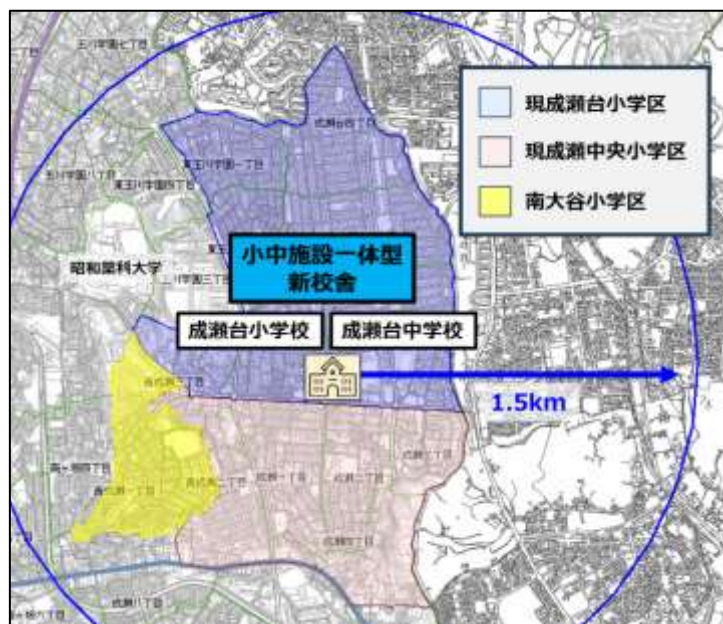


図 3-2-6-3 対象地域検討図 (新校舎)

(7) 相原小学校と大戸小学校の統合

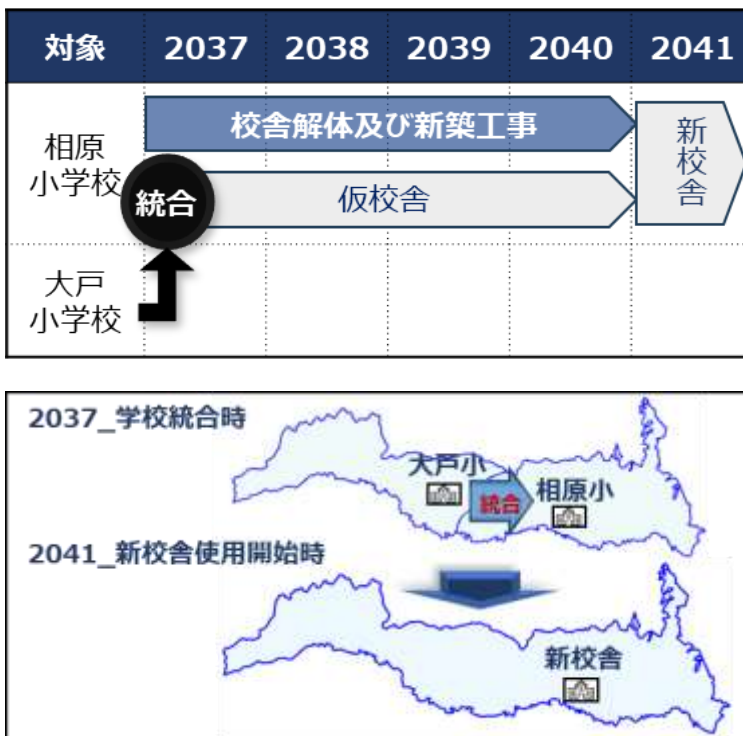
① 統合概要・スケジュール

2037年度に相原小学校と大戸小学校を統合し、通学先が現在の相原小学校となります。2037年度から2040年度の4か年で、相原小学校の校地に新校舎を建設し、2041年度から新校舎の使用を開始します。



図3-2-7-1 統合概要図

表3-2-7-1 統合・新校舎建設スケジュール



② 通学等負担軽減策対象地域

(ア) 仮校舎及び新校舎

相原小学校と大戸小学校の統合によって、仮校舎及び新校舎（現・相原小学校）からの直線距離 1.5 km を超える地域があることを確認し、徒歩での通学距離を検証した結果、**通学距離が 2 km を超える地域がある**ことから通学等負担軽減策の検討を行います。

※ 2024年10月時点の児童分布からシミュレーションした通学等負担軽減策については、資料編を参照。



図 3 - 2 - 7 - 2 対象地域検討図 (仮校舎及び新校舎)

(8) 薬師中学校と金井中学校の統合

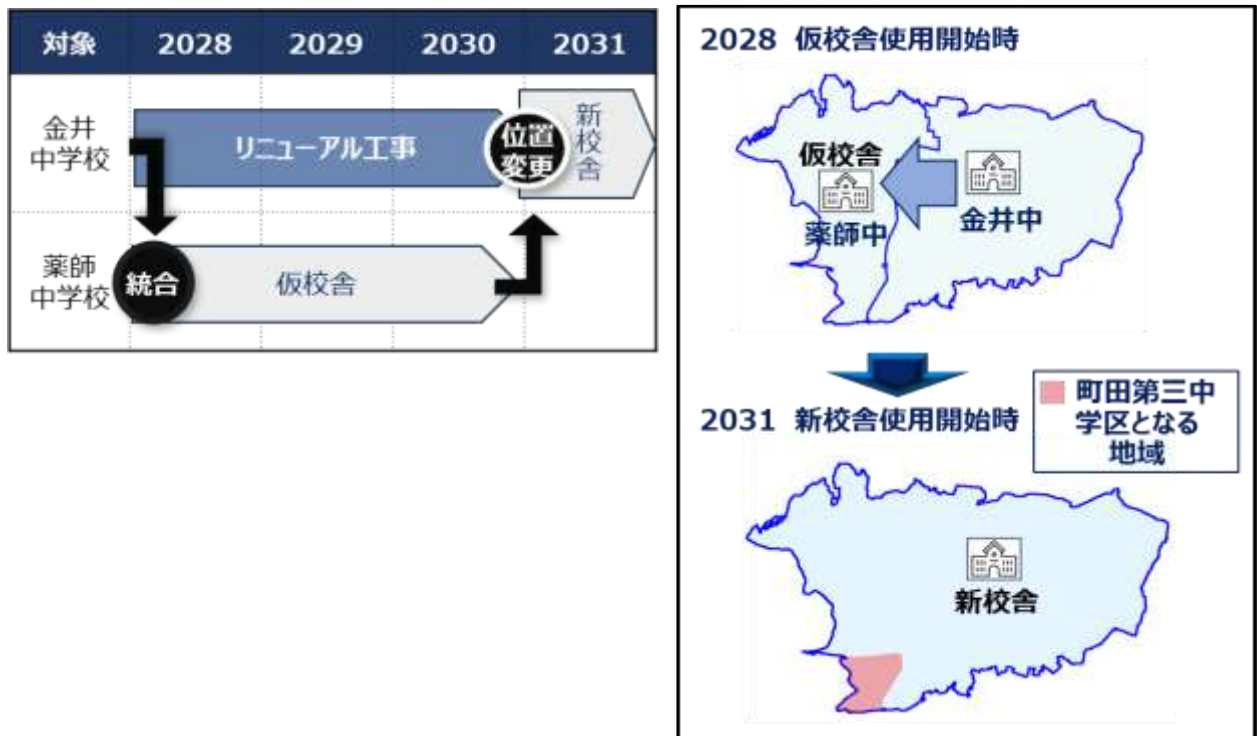
① 統合概要・スケジュール

2028年度に薬師中学校と金井中学校が統合し、通学先が現在の薬師中学校となります。2028年度から2030年度までの3か年で、現在の金井中学校の校舎のリニューアル工事をを行い、2031年度から改修後の校舎の使用を開始します。



図3-2-8-1 統合概要図

表3-2-8-1 統合・新校舎建設スケジュール



② 通学等負担軽減策対象地域

(ア) 仮校舎

薬師中学校と金井中学校の統合によって、仮校舎（現・薬師中学校）からの直線距離 1.5 kmを超える地域があることを確認し、徒歩での通学距離を検証した結果、**通学距離が2 kmを超える地域がある**ことから通学等負担軽減策の検討を行います。

※ 2024年10月時点の生徒分布からシミュレーションした通学等負担軽減策については、資料編を参照。



図3-2-8-2 対象地域検討図（仮校舎）

(イ) 新校舎

仮校舎（現・薬師中学校）から新校舎（現・金井中学校）への移転によって、新校舎（現・金井中学校）からの直線距離 1.5 kmを超える地域があることを確認し、徒歩での通学距離を検証した結果、**通学距離が2 kmを超える地域がある**ことから通学等負担軽減策の検討を行います。

※ 2024年10月時点の生徒分布からシミュレーションした通学等負担軽減策については、資料編を参照。

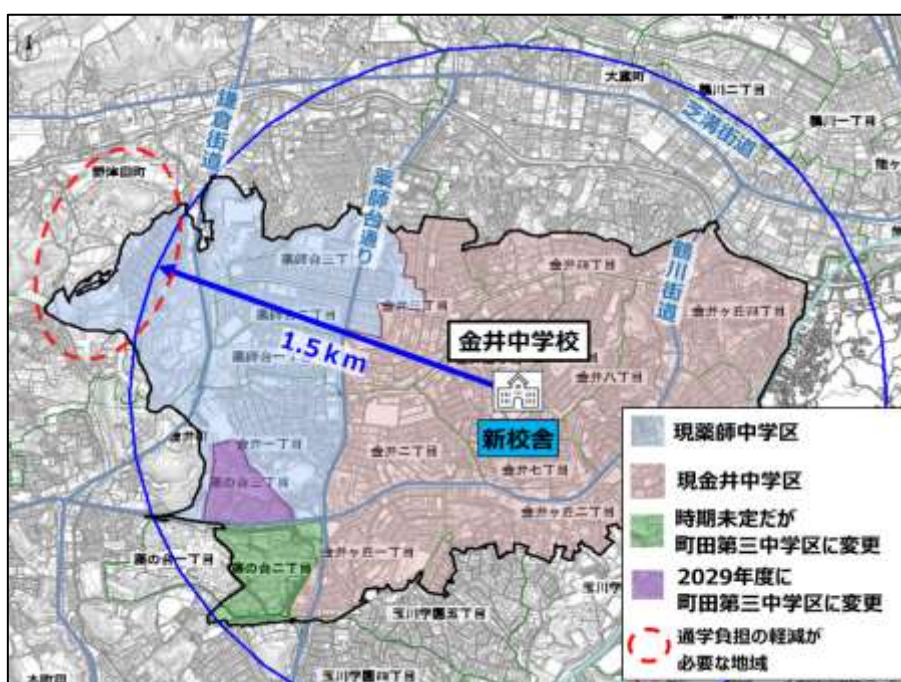


図3-2-8-3 対象地域検討図（新校舎）

(9) 町田第三中学校と山崎中学校の統合

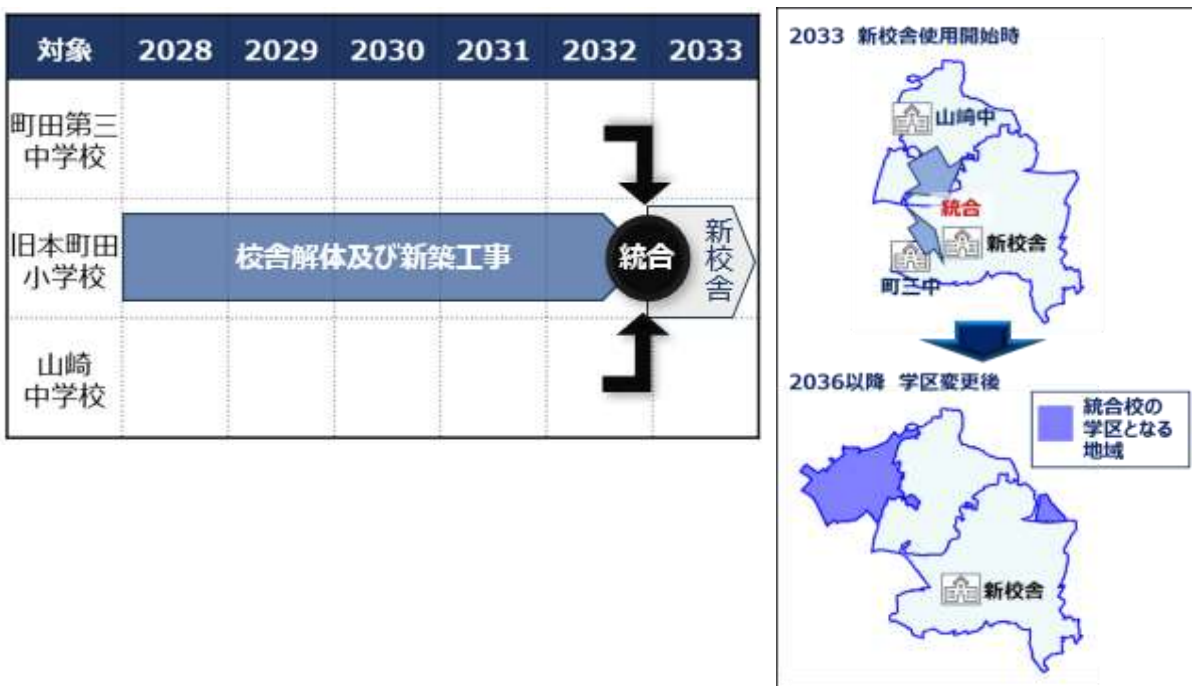
① 統合概要・スケジュール

2028年度から2032年度の5か年で、旧本町田小学校の校地に新校舎を建設します。2033年度に町田第三中学校と山崎中学校を統合し、新校舎の使用を開始します。



図3-2-9-1 統合概要図

表3-2-9-1 統合・新校舎建設スケジュール



② 通学等負担軽減策対象地域

(ア) 新校舎

町田第三中学校と山崎中学校の統合によって、新校舎（旧・本町田小学校跡地）からの直線距離 1.5 km を超える地域があることを確認し、徒歩での通学距離を検証した結果、**通学距離が 2 km を超える地域がある**ことから、通学等負担軽減策の検討を行います。

※ 2024年10月時点の生徒分布からシミュレーションした通学等負担軽減策については、資料編を参照。

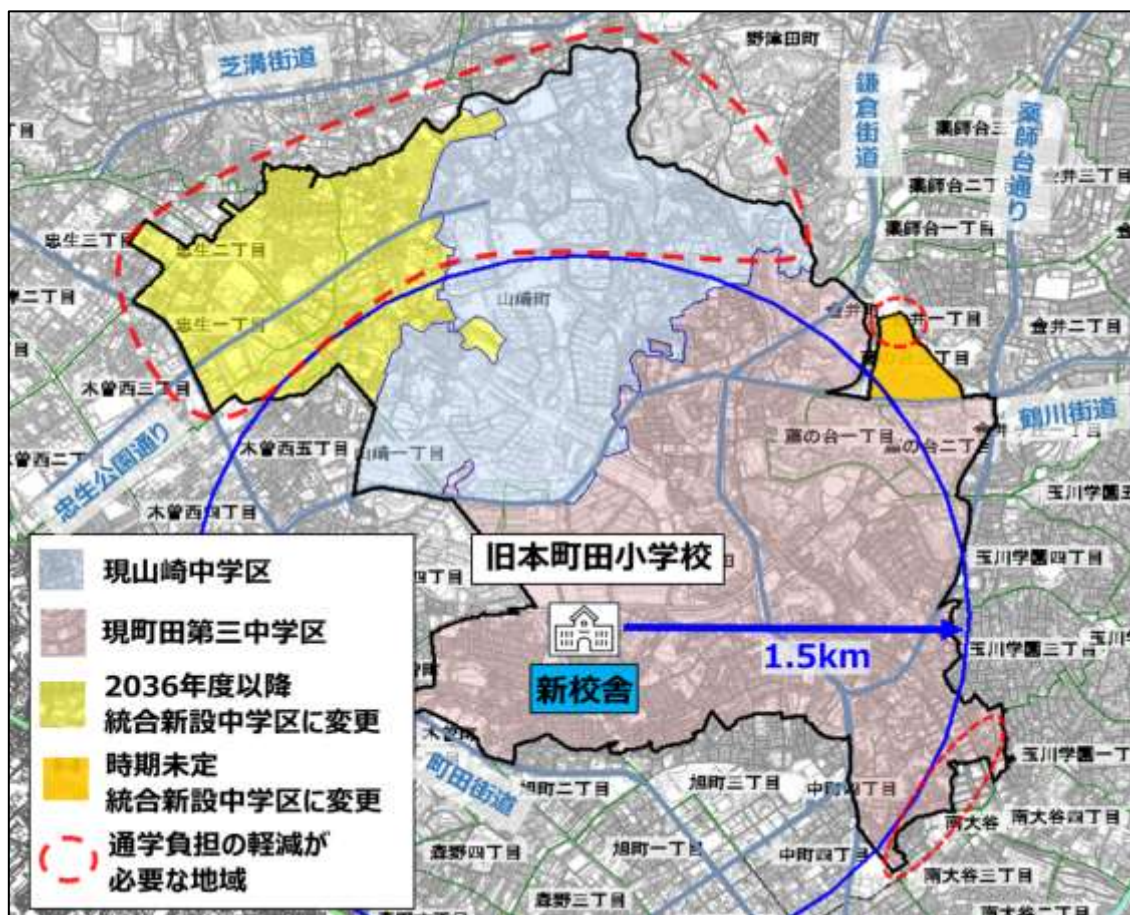


図3-2-9-2 対象地域検討図 (新校舎)

(10) 鶴川第二中学校と真光寺中学校の統合

① 統合概要・スケジュール

2034年度に鶴川第二中学校と真光寺中学校が統合し、通学先が現在の鶴川第二中学校となります。

2034年度から2037年度の4か年で、現在の鶴川第三小学校及び鶴川第二中学校の校地に新校舎を建設します。2038年度から新校舎の使用を開始します。

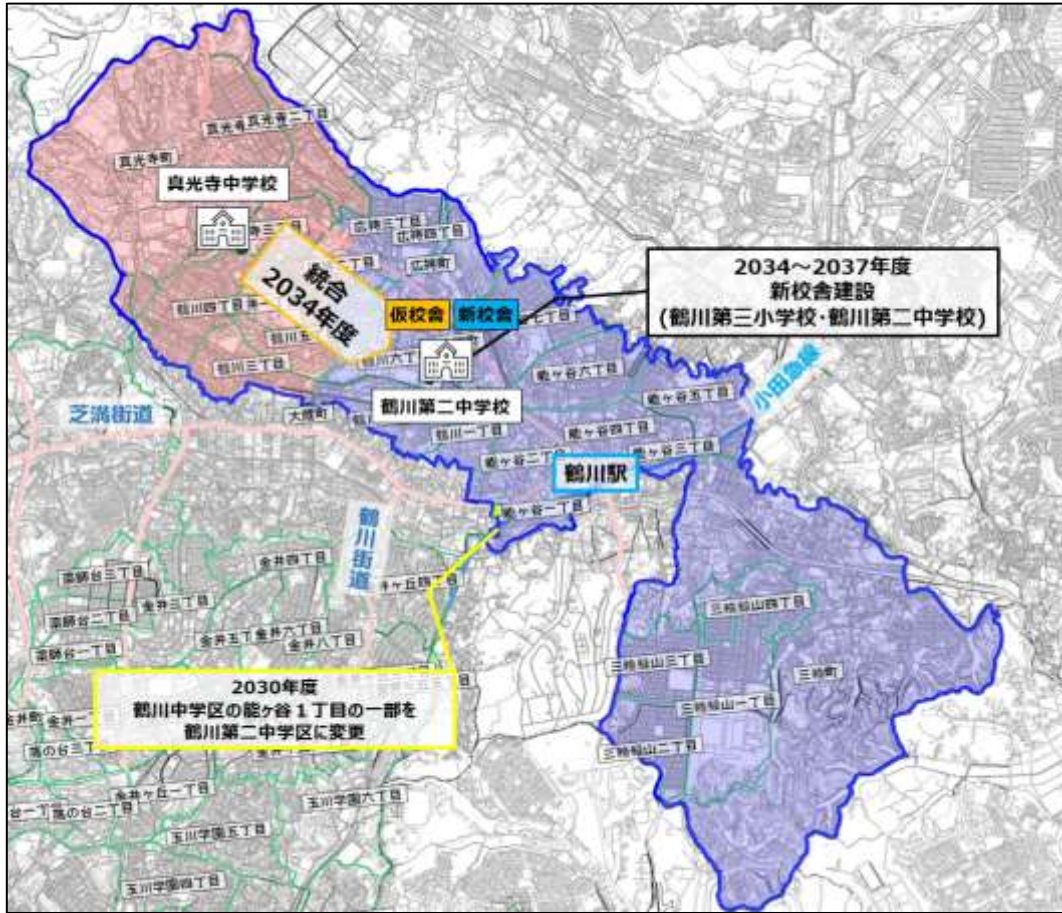


図3-2-10-1 統合概要図

表3-2-10-1 統合・新校舎建設スケジュール

対象	2034	2035	2036	2037	2038
鶴川第二中学校	統合	校舎解体及び新築工事			新校舎
鶴川第三小学校					
真光寺中学校					



② 通学等負担軽減策対象地域

(ア) 仮校舎及び新校舎

鶴川第二中学校と真光寺中学校の統合によって、仮校舎及び新校舎（現・鶴川第二中学校）からの直線距離 1.5 kmを超える地域があることを確認し、徒歩での通学距離を検証した結果、**通学距離が2 kmを超える地域がある**ことから通学等負担軽減策の検討を行います。

※ 2024年10月時点の生徒分布からシミュレーションした通学等負担軽減策については、資料編を参照。

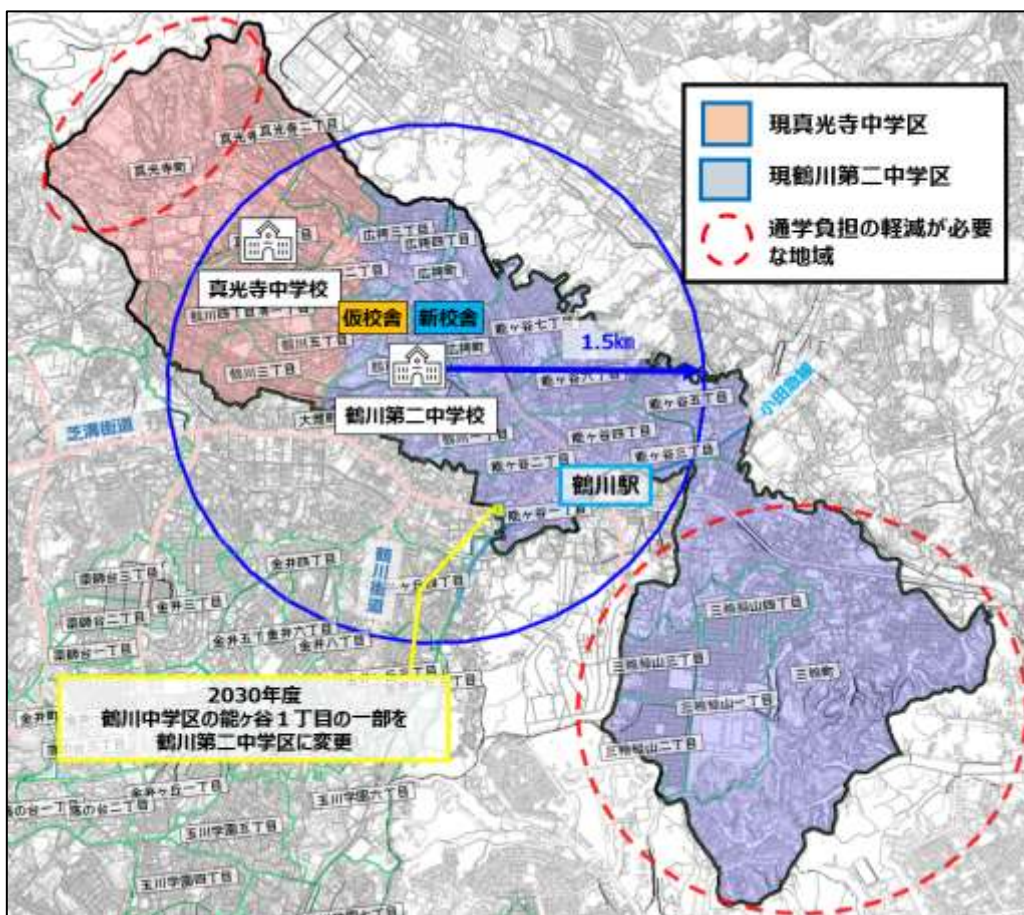


図3-2-10-2 対象地域検討図（新校舎）

(11) 堺中学校と武蔵岡中学校の統合

① 統合概要・スケジュール

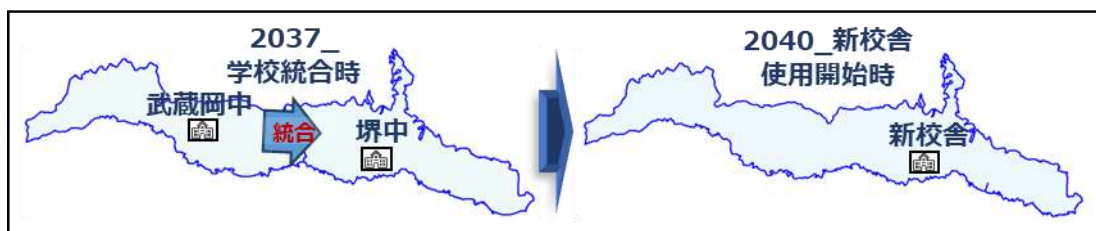
2037年度に堺中学校と武蔵岡中学校を統合し、通学先が現在の堺中学校となります。2036年度から2039年度の4か年で、堺中学校の校地に新校舎を建設し、2040年度から新校舎の使用を開始します。



図3-2-11-1 統合概要図

表3-2-11-1 統合・新校舎建設スケジュール

対象	2036	2037	2038	2039	2040
堺中学校		校舎解体及び新築工事			新校舎
武蔵岡中学校		統合	仮校舎		



② 通学等負担軽減策対象地域

(ア) 仮校舎及び新校舎

堺中学校と武蔵岡中学校の統合によって、仮校舎及び新校舎（現・堺中学校）からの直線距離 1.5 km を超える地域があることを確認し、徒歩での通学距離を検証した結果、**通学距離が 2 km を超える地域がある**ことから通学等負担軽減策の検討を行います。

※ 2024年10月時点の生徒分布からシミュレーションした通学等負担軽減策については、資料編を参照。

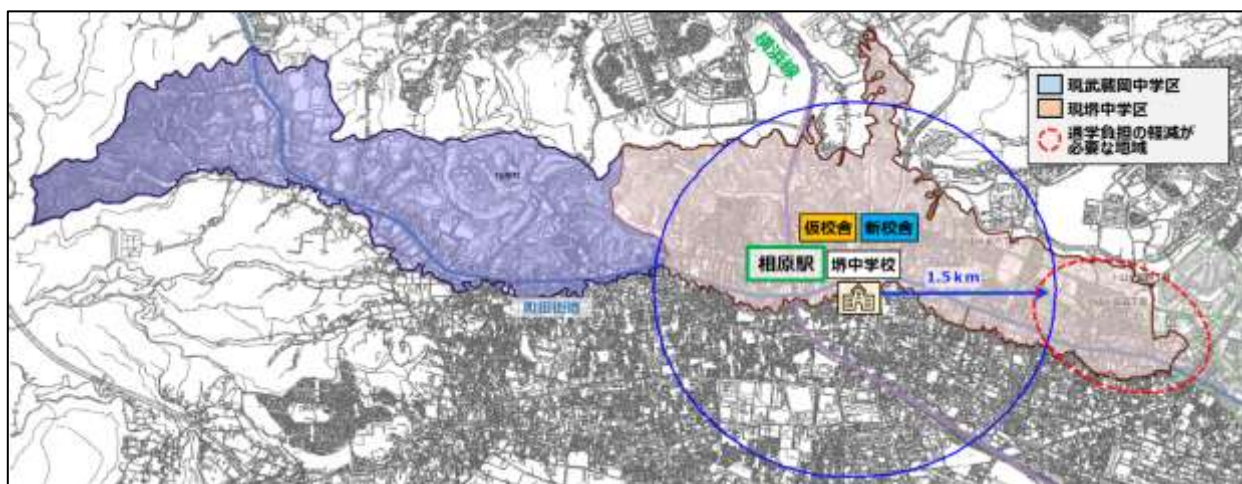


図 3 - 2 - 1 1 - 2 対象地域検討図（新校舎）

3 各地区における負担軽減策検討対象一覧

通学負担等軽減策が必要な地区、供用開始年度、学校位置等を着色

	地区	統合年度	仮校舎 使用開始年度	新校舎 供用開始年度	学校位置 (新：新校舎、仮：仮校舎)	仮校舎	新校舎
1	本町田東小学校、本町田小学校及び町田第三小学校の統合（本町田ひなた小学校）	2025 2028 ^{※1}	2025	2028	仮：（旧）本町田小学校 新：（旧）本町田東小学校	通学距離が2kmを超える地域なし	通学距離が2kmを超える地域あり
2	南第二小学校と南成瀬小学校の統合（成瀬小学校）	2025	2025	2028	仮：（旧）南成瀬小学校 新：（旧）南第二小学校	通学距離が2kmを超える地域なし	通学距離が2kmを超える地域なし
3	鶴川第四小学校と鶴川第三小学校 ^{※2} の統合（鶴川中央小学校）	2026	2026	2029	仮：鶴川第三小学校 新：鶴川第四小学校	通学距離が2kmを超える地域あり	通学距離が2kmを超える地域なし
4	鶴川第二小学校と鶴川第三小学校 ^{※2} の統合（鶴川東小学校）	2029	2029	2033	仮：鶴川第三小学校 新：鶴川第二小学校	通学距離が2kmを超える地域あり	通学距離が2kmを超える地域なし
5	南第一小学校の建替え	-	2027	2030	仮：南中学校 新：南第一小学校	通学距離が2kmを超える地域なし	通学距離が2kmを超える地域なし
6	南第三小学校と南第四小学校の統合	2034	2030 ^{※3}	2034	仮：南中学校 新：南第四小学校	通学距離が2kmを超える地域なし	通学距離が2kmを超える地域なし
7	小山田小学校と小山田南小学校の統合	2035	2030 ^{※4}	2035	仮：小山田南小学校 新：小山田南小学校	通学距離が2kmを超える地域なし	通学距離が2kmを超える地域あり
8	町田第六小学校と高ヶ坂小学校の統合	2031	2031	2035	仮：高ヶ坂小学校 新：町田第六小学校	通学距離が2kmを超える地域あり	通学距離が2kmを超える地域なし
9	町田第四小学校の建替え	-	-	2036	新：町田第四小学校	-	-
10	山崎小学校と七国山小学校の統合	2035	-	2035	新：山崎中学校	-	通学距離が2kmを超える地域なし
11	成瀬台小学校と成瀬中央小学校の統合 成瀬台中学校の建替え ^{※5}	2035	2035	2039	仮：成瀬中央小学校 新：成瀬台小学校・中学校	通学距離が2kmを超える地域なし	通学距離が2kmを超える地域なし
12	相原小学校と大戸小学校の統合	2037	2037	2041	仮・新：相原小学校	通学距離が2kmを超える地域あり	通学距離が2kmを超える地域あり
13	薬師中学校と金井中学校の統合	2028	2028	2031	仮：薬師中学校 新：金井中学校	通学距離が2kmを超える地域あり	通学距離が2kmを超える地域あり
14	町田第三中学校と山崎中学校の統合	2033	-	2033	新：（旧）本町田小学校	-	通学距離が2kmを超える地域あり
15	鶴川第二中学校と真光寺中学校の統合	2034	2034	2038	仮・新：鶴川第二中学校	通学距離が2kmを超える地域あり	通学距離が2kmを超える地域あり
16	堺中学校と武蔵岡中学校の統合	2037	2036 ^{※6}	2040	仮・新：堺中学校	通学距離が2kmを超える地域あり	通学距離が2kmを超える地域あり

※1 2025年度に本町田小学校と本町田東小学校が統合し、本町田ひなた小学校が開校。2028年度の新校舎への移転に合わせて町田第三小学校が統合 ※2 鶴川第三小学校区の学区の一部は鶴川第二小学校区と鶴川第四小学校区に分割統合 ※3 南第四小学校の児童のみ仮校舎を使用 ※4 新校舎建設期間中、小山田南小学校の児童は、小山田南小学校の校地に建設する仮校舎を使用 ※5 新校舎建設期間中、成瀬台中学校の生徒は、成瀬台中学校を使用し、2039年度に小中一体型校舎として整備される新校舎へ移転 ※6 堺中学校の生徒は2036年度から使用し、武蔵岡中学校の生徒は2037年度から使用開始

第4章 学校統合に伴う通学等に関する基本方針の今後の進め方

1 第1期5地区及び第2期11地区の統合スケジュール

推進計画に基づく第1期5地区及び第2期11地区のスケジュールについては以下のとおりです。

今後の進め方については、各地区におけるスクールバス・スクールタクシーの利用状況や自転車通学の運用状況などを踏まえて、本方針の見直しを必要に応じて行います。

